
八戸市合併検証報告書

平成 26 年 8 月

八 戸 市

目 次

序章	p. 1
1 旧八戸市・旧南郷村の合併について	
2 検証の目的について	
3 検証の視点について	
I 行財政基盤の状況	p. 2
1 行政基盤の状況について	
2 財政基盤の状況について	
3 行財政改革の状況について	
II 行政サービスの状況	p. 15
1 事務事業調整の状況について	
2 合併後における行政サービスの状況について（主なもの）	
3 新市における新たな行政サービスの状況について（主なもの）	
III 地域自治区の取組状況	p. 26
1 地域自治区について	
2 区の事務所の状況について	
3 地域協議会の状況について	
4 住所の表記について	
IV 新市建設計画の進捗状況	p. 32
1 新市建設計画について	
2 進捗状況について	
V 合併支援措置の活用状況	p. 46
1 普通交付税の算定額の特例（合併算定替）	
2 合併特例債	
3 市町村合併推進体制整備費補助金（国）	
4 市町村合併支援特別交付金（県）	
VI これからのまちづくり	p. 50
1 検証のまとめ	
2 今後の課題	
参考 旧八戸市・旧南郷村の合併の経緯	p. 52

序章

1 旧八戸市・旧南郷村の合併について

人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成 11 年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。

県内においても多くの市町村が合併に取り組む中、古くから広域的な結びつきが強かった旧八戸市と旧南郷村の 2 市村は、平成 17 年 3 月 31 日に合併し、新八戸市が誕生した。

2 検証の目的について

合併以来、市では、新市の速やかな一体化を促進し、旧八戸市・旧南郷村のそれぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めてきた。

今年度は合併から 10 年目を迎えており、地域自治区の設置期間や新市建設計画の計画期間の最終年度に当たることから、合併からこれまでの新市の状況について、総合的・客観的に検証を行い、その結果を今後のまちづくりに活かすことを目的に、本報告書に取りまとめるものである。

3 検証の視点について

合併からこれまでの新市の状況について、次に掲げる 5 つの視点から、総合的・客観的に検証を行う。

- I 行財政基盤の状況
- II 行政サービスの状況
- III 地域自治区の取組状況
- IV 新市建設計画の進捗状況
- V 合併支援措置の活用状況

I 行財政基盤の状況

1 行政基盤の状況について

1) 二役（三役）数の推移

新市においては、市長、助役及び収入役のほか、南郷区長を特別職として2年間設置したが、平成19年4月1日からは一般職の南郷区役所長を設置している。

また、地方自治法の改正に伴い、平成19年度より助役に代え副市長を、また、収入役に代え、一般職の会計管理者を設置している。

二役（三役）数の推移（単位：人）

旧市・旧村			新市			
～H17.3.30			H17.3.31～H19.3.31		H19.4.1～	
旧市	市長	1	市長	1	市長	1
	助役	1	助役	1		
	収入役	1	収入役	1		
旧村	村長	1	(南郷区長)	(1)	副市長	2
	助役	1				
	収入役	1				
計		6	計	4*	計	3

※ 南郷区長（任期：H17.3.31～H19.3.30）を含む人数

2) 議員定数の推移

新市における議員定数は、旧市の議員定数36名を継続したが、合併時の在任特例により、旧村の議員16名は、平成19年5月1日（旧市議会議員の残任期間）まで在職した。

なお、議員定数については、議員提案による条例改正（平成23年9月27日公布）により36名から32名に削減されている（改正後定数は、平成27年4月予定の市議会議員選挙より適用）。

議員定数の推移（単位：人）

旧市・旧村		新市		
～H17.3.30		H17.3.31～現在		次期選挙から (H27年4月予定)
市議会	36	市議会	36	32
村議会	16		(52)*	

※ 在任特例により19年5月1日まで在職した旧村議会議員16名を加えた人数

3) 職員数の推移

職員数は、合併後の行財政改革の取組みの中で、定員の適正化や組織の効率化を進めてきたことにより、削減が図られている。

職員数（普通会計ベース）の推移（単位：人）

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1,375	1,346	1,307	1,281	1,247	1,227	1,205	1,185
H24	H25	H26					
1,175	1,147	1,144					

※ 職員数は各年4月1日現在

※ 平成16年度は旧八戸市（1,285人）と旧南郷村（90人）の合算値

4) 人件費の推移

定員適正化の取組等により、職員数の削減が図られたことなどに伴い、人件費も抑制傾向にある。

人件費（普通会計ベース）の推移（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総額	13,147	12,176	11,755	11,516	10,632	11,081
うち二（三）役給与	75	53	51	43	42	42
うち議員報酬手当	427	446	476	377	355	349
うち職員給与	8,190	8,065	7,746	7,525	6,948	6,693
区分	H22	H23	H24	H25		
総額	10,779	10,721	10,388	9,632		
うち二（三）役給与	42	42	41	40		
うち議員報酬手当	363	358	360	348		
うち職員給与	6,436	6,375	6,233	5,900		

※ 人件費総額には、退職手当、共済組合負担金等を含む

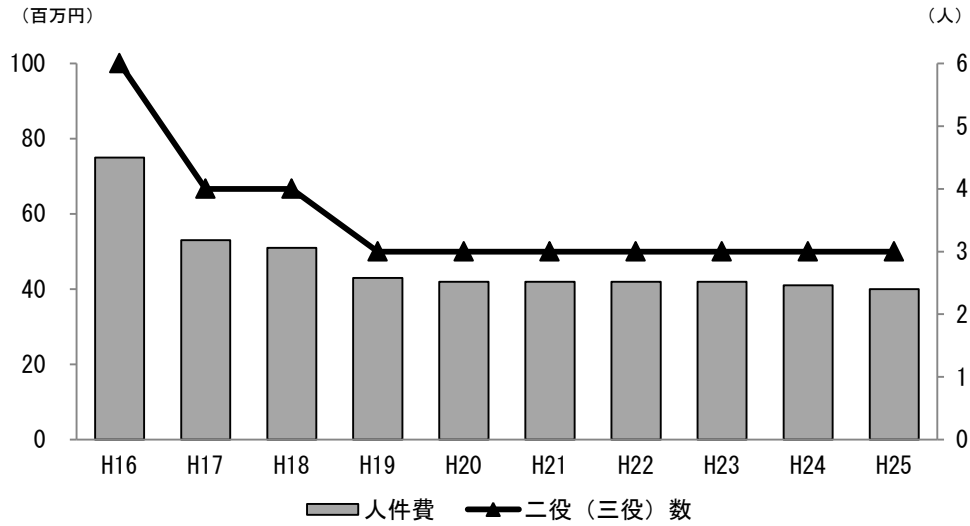
※ 給与等の額に係る減額措置

- ① 平成18年4月～：二役等特別職給料（約8～10%）、一般職管理職手当（約5～7%）
- ② 平成25年7月～26年3月（特例）：二役等特別職給料（上記減額率に5%上乘せ）、議員報酬（3%）、一般職給料（4～9%）・管理職手当（一律10%）

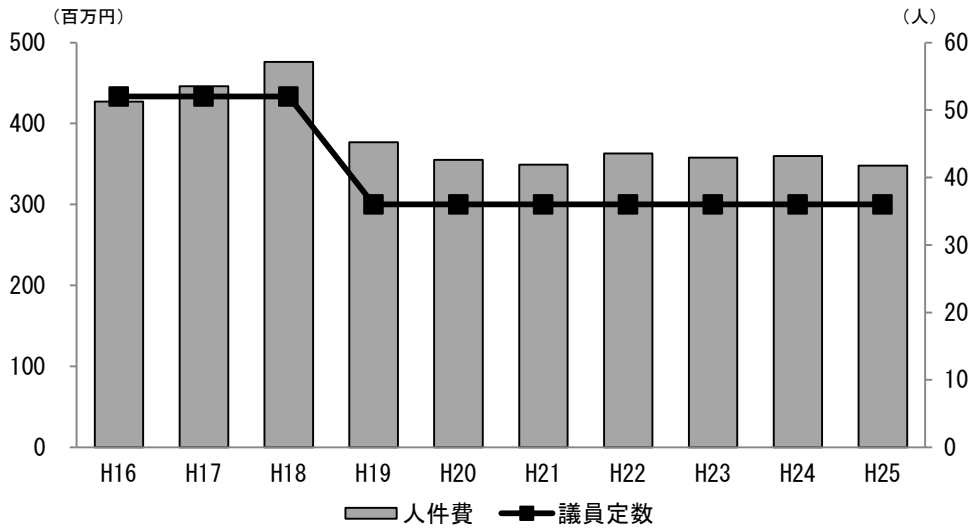
【用語解説】

◎普通会計：個々の地方公共団体ごとに会計の範囲等が異なることにより、財政比較や統一的な把握が難しいため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分。八戸市では、概ね、一般会計、土地区画整理事業特別会計、学校給食特別会計、公共用地取得事業特別会計、霊園特別会計の合計となる。

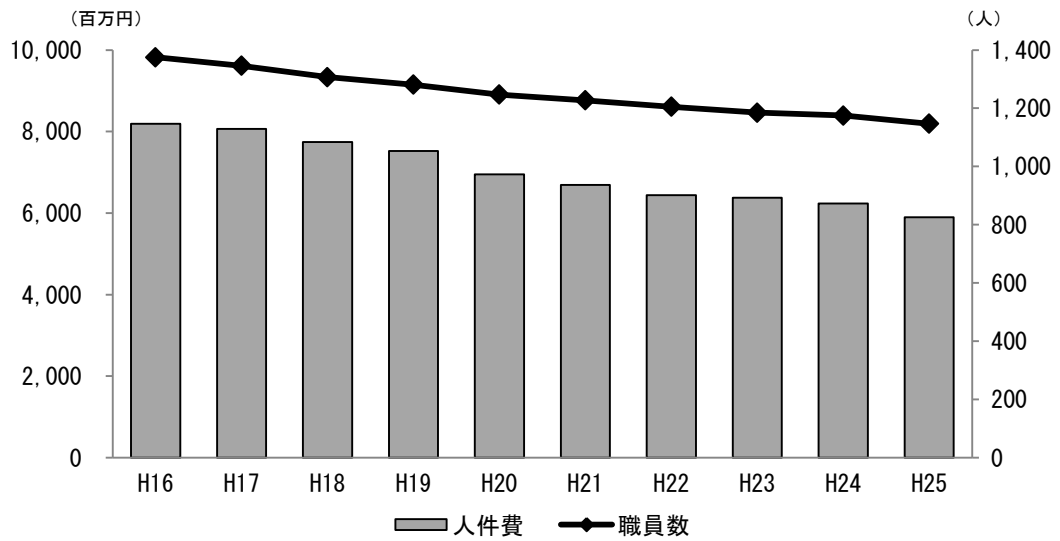
二役（三役）数・人件費の推移（単位：百万円、人）



議員定数・人件費の推移（単位：百万円、人）



職員数・人件費の推移（単位：百万円、人）



【参考】他自治体との比較

人口1万人当たり職員数及び人口1人当たり人件費については、県内三市の比較においては、もっとも低い水準にある。

また、特例市及び中核市の各全国平均との比較においても、低い水準となっている。

人口1万人当たり職員数の比較（H25 普通会計ベース）

	住民基本台帳人口 (H25. 3. 31 現在)	職員数 (H25. 4. 1 現在)	人口1万人 当たり職員数
	人	人	人
八戸市	239, 172	1, 147	47. 96
青森市	298, 462	1, 433	48. 01
弘前市	180, 607	994	55. 04
特例市（40 団体）	-	-	61. 23
中核市（42 団体）	-	-	61. 73

出典：総務省「類似団体別職員数の状況」

人口1人当たり人件費の比較（H24 普通会計決算ベース）

	住民基本台帳人口 (H25. 3. 31 現在)	人件費総額 (H24 決算)	人口1人 当たり人件費
	人	千円	円
八戸市	239, 172	10, 388, 289	43, 434
青森市	298, 462	13, 007, 938	43, 583
弘前市	180, 607	9, 243, 468	51, 180
特例市（40 団体）	-	-	57, 646
中核市（42 団体）	-	-	59, 706

出典：総務省「決算統計」・「類似団体別市町村財政指数表」

【用語解説】

◎中核市・特例市：都市の規模能力に応じた事務権限の配分を行う観点から設けられた大都市制度。当市はH13年に特例市に指定され、県から事務権限の一部を移譲されている。なお、H27年4月からは特例市が廃止され、中核市の人口要件が「20万人以上」に引き下げられることから、当市では、H28年度内の中核市移行を目指している。

2 財政基盤の状況について（普通会計ベース）

1) 決算の推移

近年の決算規模は、普通建設事業の増、東日本大震災による復旧・復興に関する経費の増などにより、増加傾向にある。

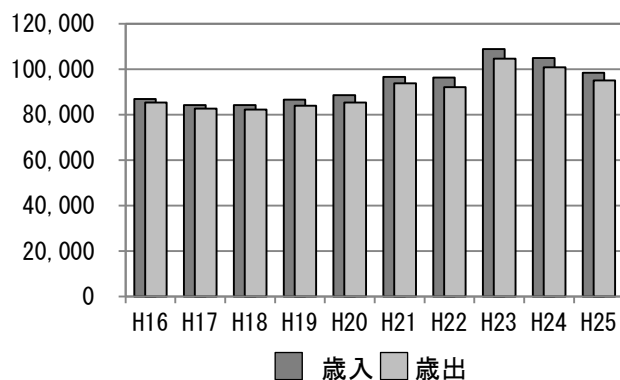
実質収支については、合併後黒字となっており、平成 22 年度から 24 年度においては、東日本大震災に関連する補助金や地方交付税等により高い水準となっている。

決算の推移（単位：百万円）

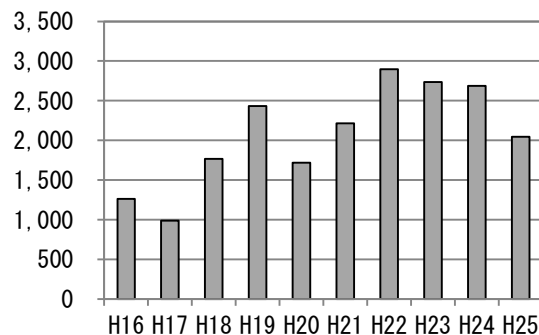
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入 (A)	86,799	84,138	84,136	86,546	88,483	96,618
歳出 (B)	85,315	82,615	82,190	83,908	85,290	93,812
差引 (C=A-B)	1,484	1,523	1,946	2,638	3,193	2,806
繰越財源 (D)	222	535	180	204	1,475	593
実質収支 (C-D)	1,262	988	1,766	2,434	1,718	2,213

区分	H22	H23	H24	H25
歳入 (A)	96,328	108,846	104,820	98,398
歳出 (B)	92,098	104,558	100,763	94,967
差引 (C=A-B)	4,230	4,288	4,057	3,431
繰越財源 (D)	1,333	1,554	1,369	1,387
実質収支 (C-D)	2,897	2,734	2,688	2,044

歳入・歳出の推移（単位：百万円）



実質収支の推移（単位：百万円）



【用語解説】

◎歳入・歳出：1年度（4～3月）における収入を歳入、支出を歳出と言う。

◎普通建設事業：道路、橋りょう、学校、庁舎など公共用または公用施設の新増設等に係る建設事業。

◎実質収支：歳入から歳出を差引いた収支（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、一般に「黒字」「赤字」とは、実質収支上のことを言う。

2) 歳入の推移

① 市税の推移

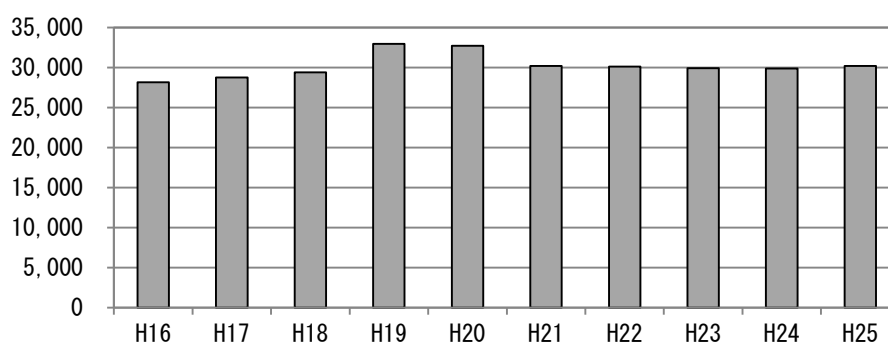
平成 19 年度に、国からの一部税源移譲により増額しているが、全体的にはほぼ横ばいとなっている。

市税の推移（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収入済額	28,136	28,726	29,391	32,960	32,710	30,191	30,123

区分	H23	H24	H25
収入済額	29,903	29,856	30,181

市税の推移（単位：百万円）



② 地方交付税の推移

地方交付税は、平成 22 年度以降、主に東日本大震災発生に伴う復旧・復興事業の財政需要から、増額されている。

地方交付税の推移（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
普通交付税	13,765	14,376	13,779	13,127	11,614	12,763
特別交付税	1,654	1,659	1,573	1,522	1,573	1,651
震災復興特別交付税	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	3,187	2,447	2,142	1,944	1,820	2,825
総額	18,606	18,482	17,494	16,593	15,007	17,239

区分	H22	H23	H24	H25
普通交付税	14,349	14,219	14,424	13,922
特別交付税	1,777	2,618	1,819	2,057
震災復興特別交付税	-	3,839	3,039	1,278
臨時財政対策債	4,677	4,150	4,354	4,654
総額	20,803	24,825	23,636	21,911

【用語解説】

◎地方交付税：地方公共団体間の財政不均衡を是正する目的で、国税から再配分される交付金。

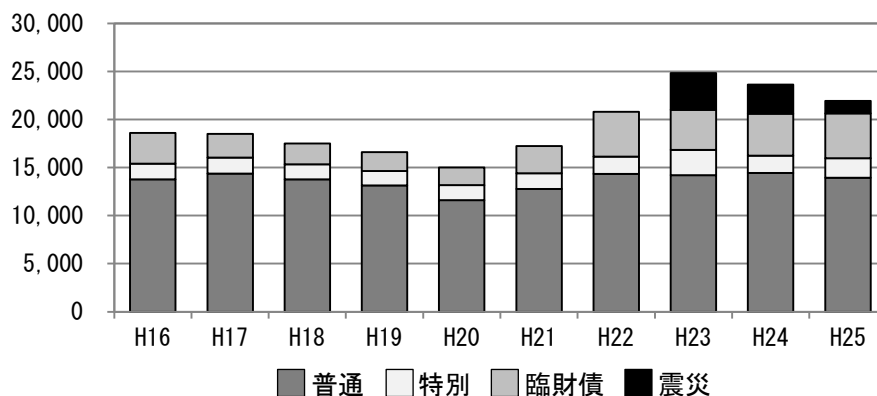
○普通交付税…一般的な財政需要に対して算定されるもの

○特別交付税…普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要に対して算定されるもの

○震災復興特別交付税…東日本大震災に係る復興事業等の財政需要に対して算定されるもの

◎臨時財政対策債：地方交付税の一部を地方公共団体が起債により補う制度（償還費用は後年度の地方交付税で措置される）

地方交付税の推移（単位：百万円）



③ 起債額の推移

起債額については、小中学校の耐震化対策事業等の実施に伴い、平成 21 年度以降増額傾向にある。

合併特例債については、21 年度は八戸ポータルミュージアムや是川縄文館の建設等のため、23 年度は一般廃棄物最終処分場の建設や市道西母袋子線の整備等のため、起債額が大きくなっている。

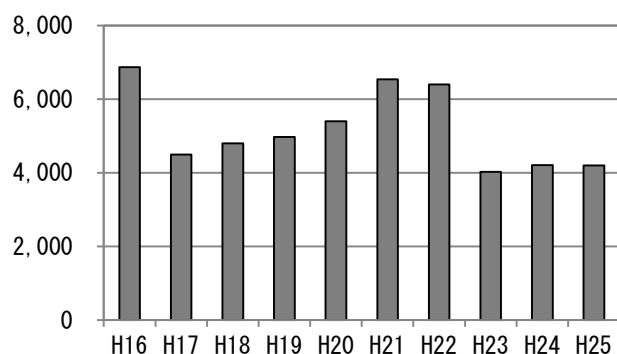
起債額の推移（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総額	6,866	4,493	4,799	4,968	5,393	6,538
うち合併特例債	0	1,043	590	1,622	1,106	4,362

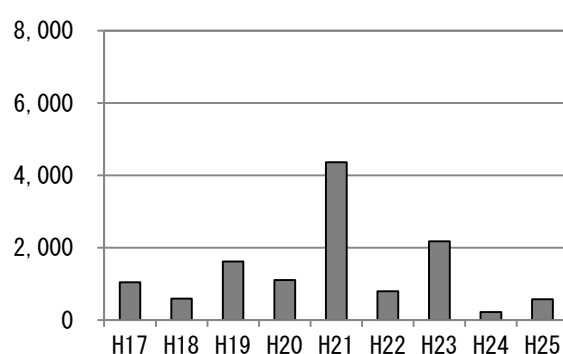
区分	H22	H23	H24	H25
総額	6,398	4,021	4,202	4,193
うち合併特例債	797	2,174	220	573

※ 臨時財政対策債に係る起債分は除く

起債額（総額）の推移（単位：百万円）



合併特例債の起債額の推移（単位：百万円）



【用語解説】

◎合併特例債：合併市町村が市町村建設計画に基き実施する一定の事業に要する経費に対し、活用できる有利な特例地方債。

3) 歳出の推移

① 公債費の推移

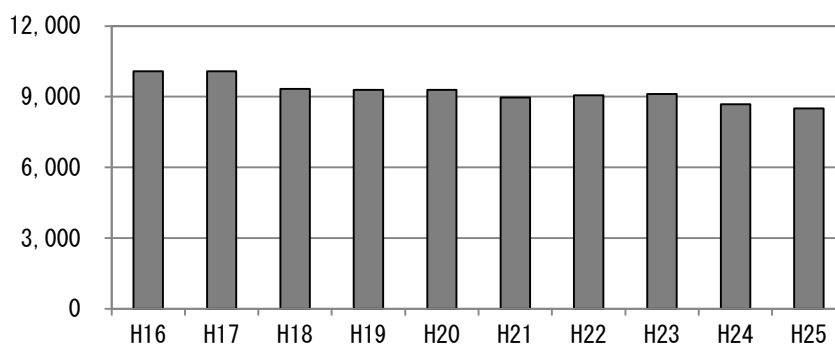
公債費は、減少傾向にある。

公債費の推移（単位：百万円）

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
10,076	10,081	9,336	9,293	9,292	8,969	9,063	9,119
H24	H25						
8,676	8,498						

※ 臨時財政対策債に係る償還分は除く

公債費の推移（単位：百万円）



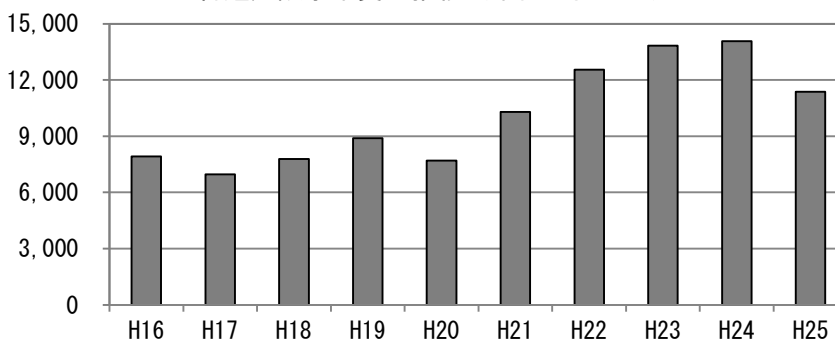
② 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、小中学校の耐震化や、八戸ポータルミュージアム、是川縄文館の建設、市道西母袋子線の整備等の事業によるものに加え、東日本大震災に係る復旧・復興事業により、近年増加傾向にある。

普通建設事業費の推移（単位：百万円）

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
7,929	6,958	7,784	8,898	7,695	10,296	12,556	13,834
H24	H25						
14,075	11,373						

普通建設事業費の推移（単位：百万円）



【用語解説】

◎公債費： 地方債の元利償還金や一時借入金利子の合計額。

◎普通建設事業費： 道路、橋りょう、学校、庁舎など公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費。

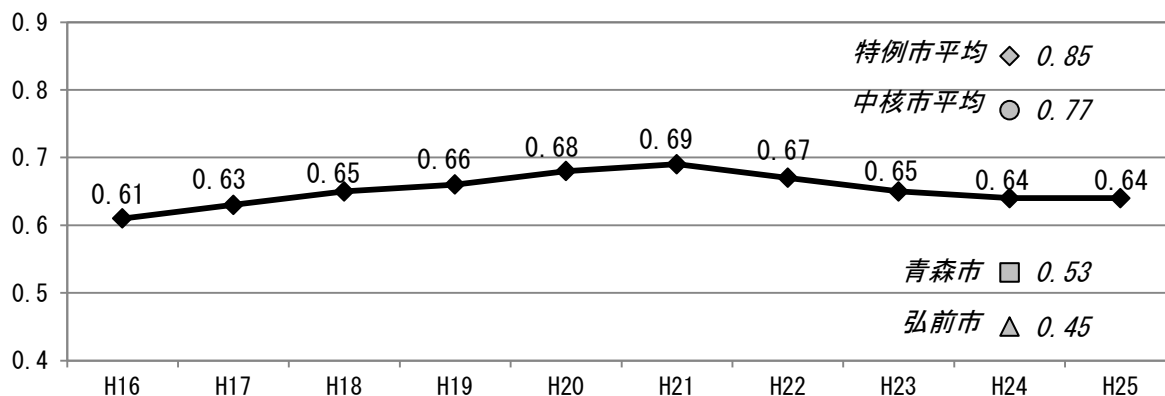
4) 主な財政指標の推移

① 財政力指数の推移

財政力指数は、地方公共団体の財政力を測る指標であり、1.0 を基準として高いほど財源に余裕があるとされるが、当市においては0.6ポイント台で推移している。

【参考】他自治体との比較（H24年度）

県内三市の比較においては、他二市より高い水準にあるが、特例市及び中核市のそれぞれの平均値よりは低い水準にある。

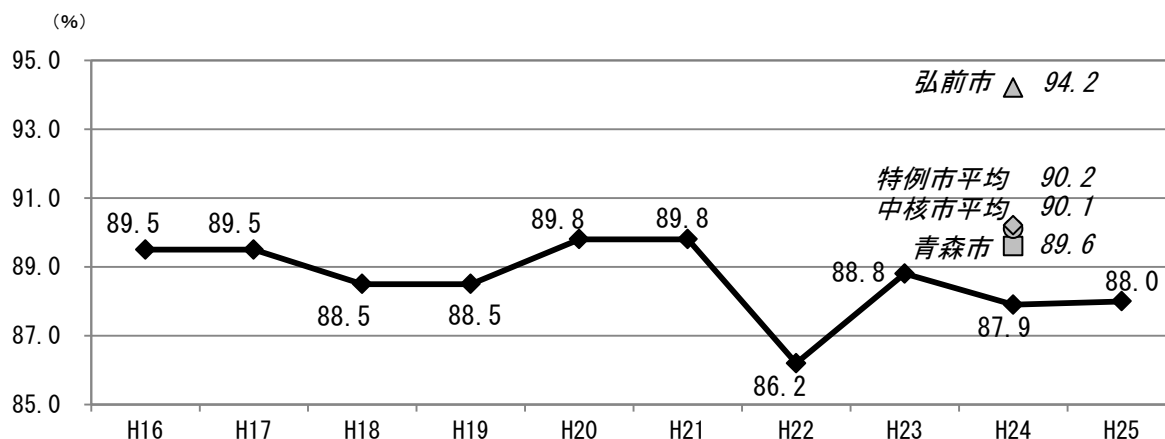


② 経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る指標であり、一般に70~80%が望ましいとされるが、当市においてはこれを上回っており、90%弱で推移している。

【参考】他自治体との比較（H24年度）

県内三市の比較においても、また特例市及び中核市のそれぞれの平均値との比較においても、低い水準にある。



【用語解説】

◎**財政力指数**：地方公共団体の財政力を測る指標であり、高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があるといえる。1.0を上回ると地方交付税が交付されない。

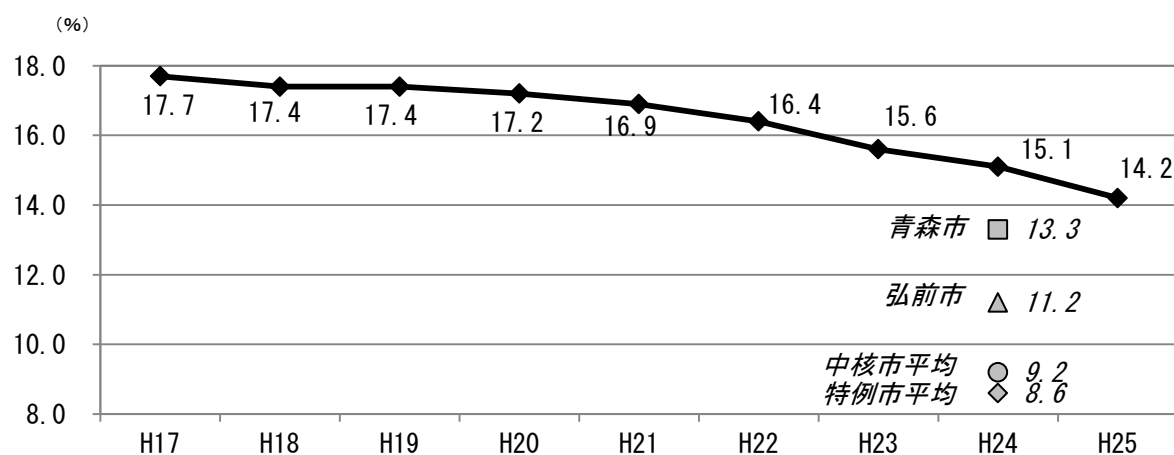
◎**経常収支比率**：地方公共団体の財政構造の弾力性を測るための指標であり、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に対し、市税、地方交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見るもの。一般に70~80%が望ましいとされる。

③ 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、18%以上となると地方債の発行に県知事の許可が必要となり、25%以上となると、一定の地方債の発行が制限されるものであるが、本市においては着実に改善してきている。

【参考】他自治体との比較（H24年度）

県内三市の比較においても、また特例市及び中核市のそれぞれの平均値との比較においても、高い水準にある。



【用語解説】

◎実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標であり、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を示すもの。この数値が18%以上となると、地方債の発行に県知事の許可が必要となり、25%以上となると、一定の地方債の発行が制限される。H17年度に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された財政指標。

④ 基金残高の推移

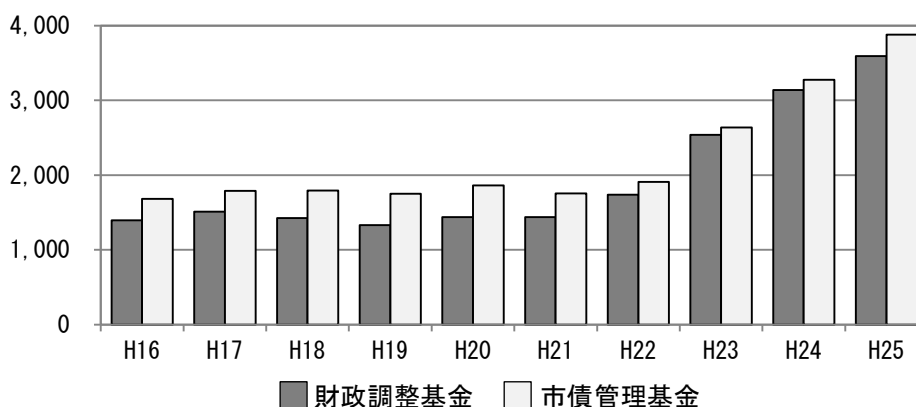
当市における基金残高は、財政の健全化に向けた行財政改革の取組みを進めてきたこと等により、増加の傾向にある。

基金残高の推移（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財政調整基金	1,395	1,509	1,423	1,332	1,435	1,438
市債管理基金	1,680	1,789	1,792	1,751	1,862	1,755
合計	3,075	3,298	3,215	3,083	3,297	3,193

区分	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	1,739	2,536	3,138	3,589
市債管理基金	1,909	2,636	3,276	3,877
合計	3,648	5,172	6,414	7,466

基金残高の推移（単位：百万円）



【用語解説】

◎**財政調整基金**：予期しない収入減など、予算編成における年度間の財源の不均衡を調整するため積み立てる基金。

◎**市債管理基金**：地方債の償還を円滑に行うため積み立てる基金。なお、普通会計ベースとするため、市債管理基金の残高からは、満期一括償還地方債の償還財源に相当する額を控除している。

3 行財政改革の状況について

市では、現在の第5次行財政改革に至るまで、時代に即した行政需要を的確に把握するとともに、特に合併後は新市の新たな行政需要に対応しながら、改善すべき課題や目指すべき姿を掲げ、市民サービスの向上と効率的な行財政運営に取り組んできた。

1) 第4次行財政改革大綱及び集中改革プラン（平成17～21年度）

基金の枯渇と歳入不足を回避するため、徹底した歳出削減に取り組んだ結果、5年間で約66億円の削減効果を生み出し、健全な財政規律を維持した。

① 3つの数値目標

「歳出削減」「職員数削減」「市税徴収率向上」の3つの項目に具体的数値目標を掲げ、職員数の適正化や給与等の見直しをはじめ、民間活力の活用、事務事業の見直し等の取組を強力に推進した。

「歳出削減」については、目標を上回る効果額を生んだものの、「職員数削減」については、期間中に市民病院が新たな看護基準に移行したことに伴い看護師を大幅増員したことなどから、また「市税徴収率向上」については、長引く景気低迷により、徴収対策を講じたにも関わらず思うように改善に結びつかなかったことなどから、目標を下回る結果となった。

3つの数値目標と取組実績

項目	目標	取組実績
歳出削減	21年度までに 62億7千万円削減	約66億2千万円削減 (約3億5千万円増)
職員数削減 (市全体)	21年度までに 192人削減 (H17.4.1現在 2,225人)	112人削減 (H22.4.1現在 2,113人)
市税徴収率向上	21年度までに 一般市税 94.0% 国保税 90.0%	21年度実績 一般市税 92.8% 国保税 85.3%

② 主な取組

- 事務事業の再編・整理、廃止・統合（補助金の総合的な見直しなど 238件）
- 民間委託等の推進（指定管理者制度導入など 150件）
- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 第三セクターの見直し

2) 第5次行財政改革大綱（平成22～26年度）

第4次でスリム化された組織体制と健全な財政規律を維持しつつ、組織と職員の資質を高めながら市民サービスの向上を図り、着実に成果を上げてきている。

① 3つの指標

第4次行財政改革によって得られた職員数のスリム化及び財政の健全性を維持していくために、遵守すべき数値として、「定員管理」「基金残高」「財政健全化指標」の3つの指標を設定している。

「定員管理」については、計画に沿って順調に進捗しており、また「基金残高」も順調に増加している。さらに、「財政健全化指標」も、独自に定めた基準をすべてクリアしながら、実質公債費比率と将来負担比率がともに改善傾向にある。

3つの指標と取組状況

指標		取組状況		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
定員管理（職員数）※1	H27.4.1現在 1,286人以下	H23.4.1現在 1,347人	H24.4.1現在 1,336人	H25.4.1現在 1,308人
		H23.4.1現在 1,355人	H24.4.1現在 1,344人	H25.4.1現在 1,322人
定員適正化計画				
基金残高※2	各年度末 18億円以上	30.4億円	43.3億円	55.3億円
財政健全化指標	各年度末			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし
実質公債費比率	18%以下	16.4%	15.6%	15.1%
将来負担比率	200%以下	157.0%	139.4%	129.5%

※1 市民病院・交通部を除いた職員数（3頁に示す普通会計ベースの職員数に、下水道、国民健康保険、介護保険等の特別会計の職員数を加えたもの）

※2 翌年度当初予算繰入れ後の残高見込額

② 取組項目数の推移

「質の高い市民サービスを追求し、多様な行政課題に柔軟に対応できる自治体を目指す」という大綱の基本理念の実現に向けて、具体的な取組項目を取りまとめた実施計画に基づき改革を推進している。

また、毎年度の進行管理の中で、新たな取組の掘り起こしやスケジュールの見直しなどを行っているが、平成24年度までの状況としては、一部取りやめとなった取組があるものの、新たな取組を加えながら、全体としては概ね計画通りに進捗している。

取組項目数の推移

取組項目数の推移	H22	H23	H24	計
当該年度取組項目数 ①	140	135	118	※ 161
うち、完了したもの ②	13	20	12	45
取りやめたもの ③	3	4	8	15
新たに追加された取組項目等 ④	11	7	3	21
翌年度取組項目数（①-②-③+④）	135	118	101	-

※ 初年度の取組と、各年度に追加された取組の合計

Ⅱ 行政サービスの状況

1 事務事業調整の状況について

合併協議においては、旧八戸市・旧南郷村の条例・規則・要綱等に基づく全 1,014 件の事務事業について、下記の調整方針に掲げる 5つの原則を総合的に勘案しながら、新市において速やかに一体化が図られるよう調整が進められた。

事務事業調整方針

① 一体性確保の原則	住民生活に支障のないよう速やかな一体性確保に努める
② 住民福祉向上の原則	住民サービス及び住民福祉の向上に努める
③ 負担公平の原則	負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める
④ 健全な財政運営の原則	財政の健全運営に努める
⑤ 行政改革推進の原則	行政改革の観点から事務事業の見直しに努める

事務事業調整に係る項目のうち、9割を超える 990 件が、合併協議における調整内容のとおり実施された。

一方、残る 24 件については、国・県の制度変更や行財政改革の観点等から、内容や実施時期について見直した上で実施された。

事務事業調整の実施状況

区 分	件 数
合併協議における調整内容のとおり実施された項目	990 (98%)
合併協議における調整内容を見直して実施された項目	24 (2%)
(内訳) ・内容の見直し	(15)
・実施時期の見直し	(9)
計	1,014

2 合併後における行政サービスの状況について（主なもの）

合併協議に基づく事務事業の調整結果や合併後の社会経済情勢の変化等から、合併後に見直しを行った主な事務事業は、以下のとおりとなっている。

合併後見直しを行った事務事業の状況（主なもの）

◎ 広報

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
1	広報紙	八	・発行：月2回（1日・15日） ・部数：78,700部	新市	・発行：月1回（20日） ・部数：97,800部
		南	・発行：月1回（第2金曜日） ・部数：2,200部		

◎ 国民健康保険

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
2	葬祭費	八	・支給額：3万円	新市	・支給額：3万円
		南	・支給額：5万円		
3	人間ドック	八	・対象：市国保加入者（30歳以上） ・負担額：2,000円	新市	・対象：市国保加入者（30歳以上） ・負担額：39歳以下6,000円 40歳以上3,000円
		南	・無		
4	八戸市民保養所「洗心荘」の宿泊利用助成	八	・対象：市国保加入者等 ・助成額：大人1回2,000円 小人1回1,000円	新市	・対象：市国保加入者、75歳以上の市民等 ・助成額：大人1回2,000円 小人1回1,000円
		南	・無		

◎ 税

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
5	税率（個人市町村民税）	八	・均等割：3,000円 ・所得割：所得金額を基礎として地方税法等の規定により算出	新市	・均等割：3,500円 ・所得割：所得金額を基礎として地方税法等の規定により算出
		南			
6	税率（固定資産税）	八	・1.6%	新市	・1.6%
		南	・1.4%		
7	納期前納付報奨金	八	・無（12年度廃止）	新市	・合併までに廃止
		南	・対象：村民税、固定資産税		
8	口座振替	八	・対象：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税	新市	・17年度より全市的に実施
		南	・無		

◎ 環境・衛生

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
9	家庭ごみの有料化	八	・13年度より実施	新市	・19年度より全市的に実施 ・粗大ごみの処理については、先行して17.8月より統合
		南	・無		
10	リサイクル支援事業	八	①資源物回収奨励補助 ・補助額：3円（1kg当たり） ②電動式家庭用生ごみ処理機の購入費補助 ・助成額：購入費の3分の1（上限1万円）	新市	①資源物回収奨励補助 ・補助額：3円（1kg当たり） ②電動式家庭用生ごみ処理機の購入費補助 ・助成額：購入費の3分の1（上限2万円）
		南	①資源物回収奨励補助 ・補助額：5円（1kg当たり） ②電動式家庭用生ごみ処理機の購入費補助 ・助成額：購入費の2分の1（上限2万円）		

◎ 消費生活

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
11	消費者生活相談（相談員設置）	八	・相談員3名設置	新市	・相談員4名設置
		南	・無		
12	消費者教育	八	・消費者講座 ・各種啓発活動 ・出前講座 ・各種パンフレットの作成配付 ・コミュニティFMでの相談事例放送 ・広報による啓発 等	新市	・消費者講座 ・各種啓発活動 ・出前講座 ・各種パンフレットの作成配付 ・コミュニティFMでの相談事例放送 ・広報による啓発 等
		南	・年1回啓発チラシを配付		

◎ 道路

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
13	私道整備に対する補助	八	・一定の要件を満たす私道整備に係る経費の一部を補助	新市	・一定の要件を満たす私道整備に係る経費の一部を補助
		南	・無		
14	防犯灯設置に対する補助	八	・設置経費の補助（町内会による防犯灯設置経費の2分の1、上限あり） ・電気料金の市負担（60W分まで）	新市	・設置経費の補助（町内会によるLED防犯灯の設置経費の2分の1、上限あり） ・電気料金の市負担（60W分まで）
		南	・設置経費の補助（南郷村防犯協会に年額15万円）		

◎ 斎場

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
15	斎場・火葬場使用料	八	・無料（待合室等の使用を除く）	新市	・無料（待合室等の使用を除く）
		南	・有料（火葬場使用料33,000円等）		

◎ 高齢者福祉

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
16	高齢者バス特別乗車証	八	・対象者：70歳以上の方 ・対象路線：市営バスの全路線 ・自己負担：使用料の1割	新市	・19年7月より、民間バス（南部バス）路線を対象に追加（南郷区でも利用可能）
		南	・無		
17	はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の助成	八	・対象者：70歳以上の方等 ・一部施術費の助成券を交付	新市	・対象者：70歳以上の高齢者等 ・一部施術費の助成券を交付
		南	・無		
18	鷗盟大学	八	・対象：60歳以上の方 ・内容：生活福祉科、園芸科 ・期間：2年	新市	・対象：60歳以上の方 ・内容：生活福祉科、園芸科 ・期間：2年
		南	・無		
19	趣味の教室	八	・対象：60歳以上の方 ・内容：陶芸教室、組紐教室	新市	・対象：60歳以上の方 ・内容：陶芸教室、組紐教室
		南	・無		
20	敬老祝金の支給	八	・88歳：10,000円 ・90歳：20,000円 ・99歳：50,000円 ・100歳以上：100,000円（毎年）	新市	・88歳：10,000円 ・100歳：100,000円
		南	・100歳到達時：1,000,000円		
21	在宅生活支援サービス	八	①日常生活用具の給付 ②福祉電話の設置 ・電話機貸与、基本料金助成 ③緊急通報装置の貸与 ④寝具洗濯乾燥消毒サービス ・洗濯乾燥消毒：年1回	新市	①日常生活用具の給付 ②福祉電話の設置 ・電話機貸与 ③緊急通報装置の貸与 ④寝具洗濯乾燥消毒サービス ・洗濯乾燥消毒：年1回 ・乾燥消毒：年4回
		南	①日常生活用具の給付 ②福祉電話の設置 ・電話機貸与 ③緊急通報装置の貸与 ④寝具洗濯乾燥消毒サービス ・洗濯乾燥消毒、乾燥消毒（ともに回数の制限無し）		
22	家族支援サービス	八	①介護用品（紙おむつ）の支給 ・支給年額上限：50,000円 ②介護者慰労金の支給 ・支給額：30,000円	新市	①介護用品（紙おむつ）の支給 ・支給年額上限：75,000円 ②介護者慰労金の支給 ・支給額：30,000円
		南	①介護用品（紙おむつ）の支給 ・支給年額上限：100,000円		

◎ 出産・子育て

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
23	出産祝金・子育て支援金の支給	八	・無	新市	・20年度をもって廃止
		南	・出産祝金：第3子以降の出産に対し300,000～500,000円 ・子育て支援金：第3子以降の3歳到達時、小学校入学時にそれぞれ100,000円		

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況 (26.4月現在)	
24	先天性股関節脱臼検診	八	・自己負担：600円	新市	・自己負担：600円
		南	・自己負担：無料		
25	乳幼児等医療費の助成	八	・給付方法：現物給付 ・所得制限：有	新市	・給付方法：現物給付 ・所得制限：有 ※小・中学生の入院分医療費の一部助成（22年度～） ※4歳から就学前の児童の自己負担額の無料化（25年度～）
		南	・給付方法：償還払い ・所得制限：無		
26	遺児等援護対策（弔慰金の支給）	八	・義務教育修了前に父または母が死亡したとき：10,000円 ・義務教育修了前に父母が同時に死亡したとき：20,000円	新市	・義務教育修了前に父または母が死亡したとき：10,000円 ・義務教育修了前に父母が同時に死亡したとき：20,000円
		南	・義務教育修了前に父または母が死亡したとき：10,000円		
27	保育料	八	・徴収基準額：8階層 0～49,500円	新市	・徴収基準額：18階層 0～53,500円
		南	・徴収基準額：7階層 0～44,500円		
28	保育所での特別保育事業	八	①延長保育 ②一時的保育 ③休日保育 ④病後児保育 ⑤障がい児保育	新市	①延長保育 ②一時的保育 ③休日保育 ④病児保育 ⑤病後児保育 ⑥障がい児保育
		南	①延長保育		

◎ 学校教育

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況 (26.4月現在)	
29	奨学金	八	・貸与月額：高校等 15,000円、大学等 25,000円または 40,000円（自宅外の場合） ・返済期限：10～15年以内	新市	・貸与月額：高校等 20,000円以内、大学等 40,000円以内 ・返済期限：10年以内 ※ほか、23年度に特別奨学金制度（償還免除型）創設 ・貸与月額：大学 100,000円以内
		南	・貸与月額：高校等 20,000円、大学等 35,000円 ・返済期限 6～8年以内		
30	給食費	八	・単価：小学校 230円 中学校 280円	新市	・単価：小学校 260円 中学校 315円
		南	・単価：小学校 250円 中学校 270円		
31	外国語指導研修事業（外国語指導助手ALT）	八	・任用数：8名	新市	・ALT任用数：18名
		南	・任用数：0名		

◎ 農業

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
32	特産そば産地形成奨励金	八	・無	新市	<ul style="list-style-type: none"> ・交付先：自己刈取者、委託刈取者 ・奨励金：南郷区内農地の刈取面積に応じて交付。1a 当たり 500 円（自己刈取者）、刈取委託料の 2 分の 1 以内又は 1a 当たり 500 円以内（委託刈取者）
		南	<ul style="list-style-type: none"> ・交付先：生産者 ・奨励金：売渡数量に応じて交付。1 俵当たり 10,000 円 		
33	葉たばこ振興対策事業	八	・無	新市	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島守煙草耕作振興会、中沢たばこ耕作協力会 ・補助金 JT 事業：JT 補助残の 10%以内（補助総額上限の設定あり） 集団利用機械導入：対象経費の 3 分の 1 以内 土壌消毒：対象経費の 3 分の 1 以内
		南	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島守煙草耕作振興会、中沢たばこ耕作協力会 ・補助金 JT 事業：JT 補助残の 10%以内 集団利用機械導入：対象経費の 3 分の 1 以内 土壌消毒：対象経費の 3 分の 1 以内 		
34	畜産振興事業	八	<ul style="list-style-type: none"> ○共進会への出品助成 ・助成対象及び助成額： 県共進会 10,000 円/頭 	新市	<ul style="list-style-type: none"> ○共進会への出品助成 ・助成対象及び助成額： 県共進会 30,000 円/頭 三八地方 10,000 円/頭 南郷地区 4,000 円/頭 東日本デベロップメント 30,000 円/頭 JA 八戸ホルスタインショウ 10,000 円/頭
		南	<ul style="list-style-type: none"> ○共進会への出品助成 ・助成対象及び助成額： 県共進会 30,000 円/頭 三戸地方 10,000 円/頭 八戸地方 7,000 円/頭 村共進会 4,000 円/頭 ○せり市場への輸送経費補助 ・助成額：1,000 円/頭 ○獣医診療経費補助 ・補助率：1/2（上限 1,000 円） 		
35	肉用牛繁殖雌牛導入事業	八	・無	新市	<ul style="list-style-type: none"> ・19 年度に廃止
		南	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖雌牛購入経費に補助：対象経費の 3 分の 1（上限 233 千円） 		

◎ 中小企業者・勤労者

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
36	中小企業者向け融資制度	八	<ul style="list-style-type: none"> ①小口特別保証制度 ②近代化特別保証制度 ③経営健全化対策資金 ④商店街活性化対策資金 ⑤大型店対策資金 ⑥創業支援資金 ⑦中小企業振興資金 	新市	<ul style="list-style-type: none"> ①小口特別保証制度 ②近代化特別保証制度 ③小口零細企業保証制度 ④商工業活性化対策資金 ⑤振興資金融資制度 ⑥青森県・八戸市連携融資制度
		南	<ul style="list-style-type: none"> ①簡易小口資金特別保証 		

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
37	中小企業勤労者総合福祉推進事業	八	○八戸市勤労者福祉サービスセンターの運営 ・市内中小企業従事者を対象に、福利厚生事業を総合的に実施（要会員登録）	新市	○八戸市勤労者福祉サービスセンターの運営 ・市内中小企業従事者を対象に、福利厚生事業を総合的に実施（要会員登録）
		南	・無		

◎ 地域コミュニティ

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
38	地域コミュニティ活動への助成	八	○まちづくりフロンティア 21 奨励金制度 ・助成額：10万円	新市	○「元気な八戸づくり」市民奨励金制度 ・助成額： 初動期支援 10万円以内（100%補助） まちづくり支援 50万円以内（80%補助） 災害に強い地域づくり応援（24年度～） 30万円以内（100%補助）
		南	○南郷村地域コミュニティ育成事業 ・助成額： ソフト事業 5万～10万円、ハード事業 15万～50万円		
39	町内会等自治組織への助成	八	○八戸市町内会振興交付金 ・対象経費：町内会活動に要する経費 ・算出基礎：均等割 12,000円 世帯割 200円	新市	○八戸市町内会振興交付金 ・対象経費：町内会活動に要する経費 ・算出基礎：均等割 12,000円 世帯割 200円
		南	○南郷村自治振興費補助金 ・対象経費：自治組織の振興に要する経費 ・算出基礎：均等割 10,000円 世帯割 500円		

◎ 消防団

No.	事務事業名	合併前の状況		合併後の状況（26.4月現在）	
40	報酬・手当	八	・年手当額： 団長 72,000円～団員 19,000円 ・出場手当・訓練手当・警戒手当：各 800円（1回） ・賄手当：500円（1食） ・機関員手当：70,000円（年1回）	新市	・年手当額： 団長 72,000円～団員 19,000円 ・出場手当・訓練手当・警戒手当：各 1,500円（1回） ・賄手当：500円（1食） ・機関員手当：70,000円（年1回）
		南	・報酬年額： 団長 45,800円～団員 12,900円 ・出場手当・訓練手当・警戒手当：各 1,500円（1回） ・賄手当：無し ・機関員手当：無し		

3 新市における新たな行政サービスの状況について（主なもの）

新市において、新たに実施した主な事務事業は、以下のとおりとなっている。

新市における新たな事務事業（主なもの）

◎ 広報・広聴

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
1	市政モニター	18年度	・市民の市政に対する評価等を把握し、施策への反映及び改善を図るため、公募により委嘱した市民100名に対し、アンケート調査等を実施
2	メールマガジンの配信	23年度	・市政情報等の効果的発信と情報提供手段の多様化を図るため、メールマガジンを配信

◎ 窓口サービス

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
3	納税コールセンターの開設	23年度	・市税の未納がある場合に、電話による納税案内を行う「八戸市納税コールセンター」を開設
4	戸籍事務の電子化	25年度	・電子化により、届出処理や証明書交付に係る時間を短縮したほか、南郷区役所や各市民サービスセンターにおいても、端末上で証明書出力を行い、市民サービスを向上

◎ 国民健康保険

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
5	元気応援！お得ーポン事業	24年度	・健診受診率の向上と市民の健康増進を図るため、国保特定健診や国保ドックの受診者に対し、協働事業者のスポーツクラブ等の施設利用等優待クーポンを提供

◎ 環境・衛生

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
6	木質ペレットストーブ導入支援事業	25年度	・地域の特色を活かした低炭素型都市を目指して、ペレットストーブの普及促進を図るため、補助金を交付

◎ 消費生活

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
7	生活再建相談事業	22年度	・多重債務者の抱える問題の解決や生活再建を図るため、消費者生活協同組合と連携し、包括的な生活再建相談事業を実施

◎ 高齢者福祉

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
8	八戸市シニアはつらつポイント事業	23年度	・高齢者が介護施設等でボランティア活動をした場合、商品券との交換等が可能なポイントを付与（要会員登録）
9	地域回想法普及事業	23年度	・懐かしい生活用具等を用い過去のことを思い巡らす「回想法」を通じ、高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう支援

◎ 出産・子育て

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
10	ファミリーサポートセンター事業	18年度	・育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が、相互に援助活動を行うことにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
11	子育てつどいの広場事業	22年度	・子育て親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談、情報提供等を行うため、八戸ポータルミュージアムに子育てつどいの広場「こどもはっち」を設置
12	ブックスタート事業	26年度	・股関節脱臼検診（生後90～120日に受診）の場を利用し、絵本1冊、図書館の利用案内、おすすめ絵本のリスト等を入れたブックスタートパックを配付
13	マイブック推進事業	26年度	・児童が自ら本を選び購入する体験を通じ、読書に親しむ環境をつくるため、児童一人につき2,000円分のマイブッククーポンを配付

◎ 学校教育

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
14	八戸大使ふるさとセミナー	19年度	・八戸特派大使の豊かな知識と経験を活用した体験学習の場として、児童・生徒等を対象に、セミナーを開催する八戸市内の教育機関に対し、大使を講師として派遣
15	地域密着型教育推進事業	20年度	・保護者及び地域住民が学校運営に参画できる地域学校連携協議会を推進校に設置し、地域住民等と学校との協働による「開かれた学校づくり」を推進
16	特別奨学金	23年度	・市出身の特に優秀な学生で、経済的理由により大学への修学が困難な者に対して学資を貸与（在学中の条件により返還を免除）し、人材を育成

◎ 農業

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
17	農業経営振興センター事業	23年度	・担い手育成業務、融資関連業務、補助関連業務及び生産技術指導関連業務等、農業経営に関する重要な支援を一元的に提供
18	農業新ブランド育成事業	23年度	・市の農産物の販売戦略の構築やブランド力創出のため、「八戸市農産物ブランド戦略会議」の意見を踏まえた販売戦略等に基づく施策を実施
19	南郷新規作物研究事業	26年度	・南郷区における主要農産物である葉たばこの生産面積が減少していることを受け、南郷区の農業の活性化を図るため、これに代わる新たな作物を研究

◎ 雇用支援

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
20	無料職業紹介所の開設	22年度	・公共職業安定所と連携をとりながら市の商工・産業振興策に附帯する事業として、効率的かつ集中的な求人・求職のマッチングを実施
21	「新入・若手社員」及び「若年未就職者」に対するセミナーの開催	23年度	・離職者対策・若年者定着事業として、「新入・若手社員フォローアップセミナー」及び「若年者キャリアアップセミナー」を開催

◎ 協働のまちづくり

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
22	協働のまちづくり推進基金	18年度	・市民からの寄附と同額を市が積み立てる基金を活用し、協働のまちづくりを推進
23	「元気な八戸づくり」市民提案制度	18年度	・市と協働で実施する政策、事業等の提案を受け、関係者間で協議・検討を行い、事業化につなげることにより、協働のまちづくりを推進
24	ボランティア活動の促進	19年度	・市民のまちづくりへの参画を促進するため、ボランティア活動保険料の一部を市が補助することで、市民のボランティア活動を支援

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
25	学生まちづくり助成金制度	23年度	・学生の地域貢献に対する意識醸成及び活動の促進を図るため、学生主体の地域貢献活動の企画を公募し、活動資金を提供

◎ 地域コミュニティ

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
26	住民自治推進懇談会	18年度	・地域づくりに対する住民意識のさらなる向上を図るため、地域住民と市長が、地域力を高めるための具体的な方策を共に考え直接話し合う場として開催
27	地域担当職員制度	20年度	・地域と行政のつなぎ役として、地域の現状と行政施策の双方に精通した地域担当職員を地区公民館ごとに配置し、地域づくり支援や広聴機能を充実
28	八戸市連合町内会連絡協議会支援事業	23年度	・地域コミュニティ活動の活性化を図るため、町内会に共通する課題の解決や町内会活動の基盤強化等に取り組む、八戸市連合町内会連絡協議会を支援
29	地域コミュニティ情報コーナー開設	26年度	・町内会等の活動を広く周知することにより、地域コミュニティ振興を図るため、活動紹介の展示や地域コミュニティ団体が発行する広報紙、開催するイベントの情報等を発信

◎ 救急医療

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
30	ドクターカーの運行	20年度	・救命救急医療の充実を図るため、医師を乗せて救命現場に直行するドクターカーを市民病院に配備（八戸圏域定住自立圏連携事業）
31	AEDの普及促進	20年度	・市施設へのAED設置や、市ホームページにおける設置事業所の周知のほか、市民病院医師等の応援と市民ボランティアサークルとの協働によりAED講習会を開催
32	救急医療情報キット配付事業	26年度	・災害時要援護者等の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図るため、要援護者等に対しかかりつけ医療機関、持病等の情報を保管する救急医療情報キットを配付

◎ 安全・安心

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
33	災害時要援護者支援事業	18年度	・高齢者や障がい者等が安心して暮らすことのできる地域づくりのため、災害時における支援を地域の中で受けられる体制を整備
34	ほっとスルメール	19年度	・災害や事件・事故発生時における被害の拡大を防止するため、気象、火災、防犯、消費生活、交通安全、国民保護等の情報を市民の携帯電話等にメール・アプリ配信
35	木造建築物耐震診断助成	19年度	・震災に強いまちづくりを推進するため、一定条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、専門知識を有する耐震診断員を派遣
36	家具転倒防止推進事業	21年度	・身近な震災対策として、町内会を対象に家具の固定方法についての講習会を開催するほか、ボランティア協定の締結団体により、単身高齢者宅等の家具固定措置を実施
37	福祉避難所の指定・整備	23年度	・災害時に特別な配慮を要する高齢者や障がい者等を受け入れるため、福祉避難所を指定・整備
38	自主防災組織育成事業	24年度	・東日本大震災からの復興と災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費について、補助金を交付
39	防災士育成事業	26年度	・地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上を図るため、NPO法人日本防災士機構が認定する防災士の資格取得に要する費用を助成

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
40	木造建築物耐震改修支援事業	26年度	・耐震診断を実施した結果、耐震性が乏しいと判断された住宅の所有者が耐震改修工事を実施する場合に、その費用の一部について補助金を交付
41	耐震診断義務化建築物耐震診断支援事業	26年度	・改正耐震改修促進法で、耐震診断と結果報告が義務づけされた民間の大規模建築物の所有者が、耐震診断を実施する場合に、その費用の一部について補助金を交付

◎ 文化

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
42	多文化都市八戸推進事業補助金	20年度	・多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創造を図るため、先駆的・創造的な芸術文化活動に対して補助金を交付
43	南郷名画座の開催	22年度	・南郷文化ホールを活用した「南郷名画座」を開催。市にゆかりのある名作映画（旧作）の上映と、上映作品に関連するロビー展等、付帯イベントを実施
44	アートのまちづくり	23年度	・アート等が持つクリエイティブな視点を活用して地域に埋もれた資源を掘起こし、市民の参画・協働のもと活力ある地域を創出するため、南郷アートプロジェクト等を展開

◎ スポーツ

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
45	スポーツ振興協議会	21年度	・当市を活動拠点とするスポーツチームを支援し、地域スポーツの振興を図るため、チームの知名度向上を図る広告宣伝、市民との交流イベントの開催支援等を実施

◎ 公共交通

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
46	コミュニティバスの運行等	17年度	・南郷区内の路線バスの一部廃止を受けた代替交通と既存の自主運行バスを統合し、コミュニティバスを運行するほか、朝夕の時間帯にデマンド方式のコミュニティタクシーを運行
47	バスロケーションシステム	20年度	・携帯電話等で利用可能な市営バス運行情報や到着予測時刻の検索システム導入のほか、市内12カ所のバス停にバス接近表示器を設置。25年度には市内コンビニへの設置を開始
48	路線バス上限運賃制度	23年度	・利用しやすい路線バスの運行サービスを提供するため、市営バス、民間路線バスの市内路線を対象に、初乗り150円・上限300円の運賃体系を導入

◎ 男女共同参画

No.	事務事業名	開始年度	事務事業の概要
49	トーキングカフェ	22年度	・女性ならではの視点等を活かし地域社会の活性化を図るため、各分野・各業界において活躍している女性達と市長との意見交換会を開催
50	女性チャレンジ講座の開催	23年度	・働く女性を対象とした講座開催を通じ、職場等での地位向上に必要なビジネススキル習得と、業種を超えた参加者同士のネットワーク構築により、人材を育成

Ⅲ 地域自治区の実況

1 地域自治区について

新市のまちづくりを進めるに当たり、旧南郷村がこれまではぐくんできた歴史や文化を十分に活かしていく必要があることを踏まえ、合併後の10年間を設置期間とし、旧南郷村区域に、合併特例による地域自治区「南郷区」を置くこととされた（地方自治法第202条の4、旧合併特例法第5条の5）。

地域自治区には、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進等を目的として、区の事務所と地域協議会を設置することとされており、南郷区には、それぞれ「南郷区役所」と「南郷区地域協議会」が設置された。

2 区の事務所の状況について

1) 区の事務所の概要

- ・ 位置 八戸市南郷区大字市野沢字黒坂 11 番地 10
- ・ 名称 南郷区役所
- ・ 所管区域 合併前の南郷村の区域

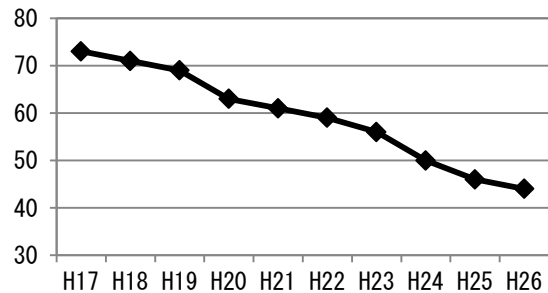
2) 職員数の推移及び事務移管状況

設置以来、事務の効率化を図るため、本庁への一元化を進めるとともに、必要に応じて組織機構を見直しながら、簡素で効率的な組織づくりを目指してきた。

南郷区役所職員数の推移（単位：人）

H17	H18	H19	H20	H21
73	71	69	63	61
H22	H23	H24	H25	H26
59	56	50	46	44

※ 職員数は各年4月1日現在



本庁への事務移管状況

◎ 平成 22 年度

No.	移管事務	本庁所管課
1	自治組織に関すること。	市民連携推進課
2	市政に関する要望、陳情等の処理に関すること。	広報統計課
3	行政文書の開示に係る事務の受付に関すること。	総務情報管理室
4	個人情報保護に係る事務の受付に関すること。	
5	物品等の購入、修繕及び処分に関すること。	契約検査課
6	納税貯蓄組合に関すること。	収納課
7	住民の実態調査に関すること。	市民課
8	住民基本台帳カードの受付及び交付に関すること。	
9	旧島守発電所保存公園に関すること。	公園緑地課

◎ 平成 23 年度

No.	移管事務	本庁所管課
10	南郷野球場、南郷体育館、南郷屋内温水プール及び南郷屋内運動場に関すること。	スポーツ振興課
11	カッコーの森エコランドに関すること。	
12	観光に関すること。	観光課
13	観光協会に関すること。	
14	物産協会に関すること。	
15	消防に関すること。	防災危機管理課
16	交通安全及び防犯の関係団体との事務調整に関すること。	防犯交通安全課
17	個人市民税・県民税に係る申告受付及び相談に関すること。	住民税課
18	一般市税及び国民健康保険税の徴収に関すること。	収納課
19	一般市税及び国民健康保険税の滞納整理及び滞納処分に関すること。	
20	過誤納金、郵便振替、減免申請に関すること。	
21	商工鉦業の振興に関すること。	商工政策課
22	商工会に関すること。	
23	河川の維持工事及びため池に関すること。	港湾河川課
24	道路及び橋梁の工事に関すること。	道路維持課
25	道の駅に関すること。	
26	道路及び河川の占用並びに特殊車両の運行の許可に関すること。	
27	法定外公共物の管理に関すること。	
28	道路等の境界に関すること。	
29	街路灯、電気料補助の申請受付の事務調整に関すること。	
30	公園の管理運営に関すること。	

◎ 平成 24 年度

No.	移管事務	本庁所管課
31	農林行政事務（要望・関係団体）の調整に関する事。	農政課
32	農業振興地域整備計画に関する事。	
33	農林災害に関する事。	農政課他
34	鳥獣保護及び狩猟に関する事。	農林畜産課
35	中山間地域等直接支払制度に関する事。	
36	農業研修施設等の管理に関する事。	
37	農業者戸別所得補償制度に関する事。	
38	畜産振興に関する事。	
39	農業生活改善に関する事。	
40	地産地消に関する事。	
41	水稻の生産振興に関する事。	
42	農業後継者、認定農業者対策に関する事。	
43	新規就農者対策に関する事。	
44	果樹生産振興に関する事。	
45	葉たばこの振興に関する事。	
46	そば振興対策に関する事。	
47	畑作物、野菜、花卉の生産振興に関する事。	
48	日本赤十字社に関する事。	福祉政策課
49	戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関する事。	生活福祉課
50	生活保護等の相談業務に関する事。	
51	生活保護受給に関する事前審査業務に関する事。	こども家庭課
52	学童保育に関する事。	
53	指定管理（老人福祉センター南郷及び南郷デイサービスセンター）に関する事。	高齢福祉課
54	障害者自立支援法による障害福祉サービスの申請に係る認定調査に関する事。	障がい福祉課
55	食生活改善推進事業の委託契約事務に関する事。	健康増進課
56	国民年金に関する事。	国保年金課
57	介護認定調査、介護保険料の徴収事務に関する事。	介護保険課
58	犬の登録事務に関する事。	環境保全課
59	清掃、環境衛生に関する苦情、相談受付事務に関する事。	

◎ 平成 25 年度

No.	移管事務	本庁所管課
60	勁松館（高齢者生活福祉施設）運営事業に関する事。	高齢福祉課

3 地域協議会の状況について

1) 地域協議会の概要

- ・ 構成員 選任：南郷区に住所を有する者のうちから、市長が選任する
人数：20名以内
任期：2年。ただし、再任を妨げない
- ・ 権限 市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる 等

2) 地域協議会の開催状況

各年度とも、おおむね5回程度開催している。

地域協議会の開催状況（平成17年度～平成25年度）

年 度	開催回数	案 件 数		
		諮 問	説 明	報 告
平成17年度	6回	5	7	2
平成18年度	5回	3		4
平成19年度	5回	1		1
平成20年度	4回	1		
平成21年度	4回	1	3	
平成22年度	6回	13	4	
平成23年度	5回	2	3	4
平成24年度	3回	2		
平成25年度	5回	1	3	3
計	43回	29	20	14

3) 「南の郷手づくり未来計画」の策定及び実施状況

① 計画の策定

(1) 策定主体 南郷区地域協議会

(2) 策定の目的

- ・ 協働の考え方を基本とし、さらには合併を契機に南郷区の将来を見つめ直し、住民自らまちづくりを進めるために、南郷区地域協議会の独自のまちづくり計画として策定する
- ・ また、計画の策定や実践を通じてまちづくりに対する意識改革をしながら、住民同士のつながりを深め、地域の活性化を図る

(3) 策定年月 平成19年2月

② 計画の実施状況

平成 19 年度以降、計画の実施にあたり、地域協議会の中に意見集約委員会と計画実施委員会を設置している。

(1) 意見集約委員会

- ・毎年度、南郷区内の自治会や各種団体等からの意見、要望を取りまとめ、必要に応じて地域協議会において審議の上、行政に対し意見や要望を行う

意見要望取りまとめ状況（意見集約委員会）

年 度	提出者数	件数
平成 19 年度	12 団体	17
平成 20 年度	7 団体	7
平成 21 年度	5 団体・4 個人	14
平成 22 年度	4 団体・1 個人	9
平成 23 年度	2 団体・1 個人	7
平成 24 年度	6 団体	15
平成 25 年度	4 団体・1 個人	17

(2) 計画実施委員会

- ・毎年度、各施策（事業）を選定して実施団体等に呼びかけ、助言、情報提供等を行う一方、新たな団体が必要な場合には関係団体等と協議しながら組織化も含めて検討を行う

施策取組状況（計画実施委員会）

分 野	取組施策数（うち新規施策数）							
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
個性豊かな人かがやくまちづくり	3 (3)	3 (0)	3 (0)	2 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	14 (5)
地域の特性を生かした活力あるまちづくり	4 (4)	7 (3)	13 (6)	3 (3)	4 (4)	6 (2)	7 (0)	44 (22)
健康に暮らせるまちづくり	1 (1)	3 (2)	5 (2)	1 (1)	4 (2)	2 (0)	1 (0)	17 (8)
恵み豊かな自然環境にやさしいまちづくり	1 (1)	3 (2)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	9 (4)
安全で快適なまちづくり	3 (3)	3 (0)	5 (2)	2 (2)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	19 (8)
計	12 (12)	19 (7)	30 (11)	8 (8)	12 (6)	11 (3)	11 (0)	103 (47)

4 住所の表記について

1) 地域自治区における住所の表記

市町村合併に際して地域自治区を設ける場合の特例により、南郷区においては、合併以来、その住所の表記に「南郷区」の名称を冠してきた（旧合併特例法第5条の7）。

◎ 合併前の住所

例) 三戸郡 南郷村 大字市野沢 字黒坂 11 番地 10

◎ 地域自治区における住所（17年3月31日～27年3月31日）

例) 八戸市 南郷区 大字市野沢 字黒坂 11 番地 10

※ 字名の前に、地域自治区名「南郷区」を置く

2) 地域自治区設置期間終了後の住所の表記

地域自治区設置期間終了後の住所の表記については、南郷区の2自治会連合組織（南郷西自治会長会、島守地区自治会連合会）の意見を参考としながら、旧村約50年、区制10年の歴史を踏まえ、これまでのまちづくりに用いられてきた「南郷」の名称を、引き続き住所に残すこととし、次のとおり決定した。

◎ 地域自治区設置期間終了後における住所（27年4月1日～）

例) 八戸市 南郷 大字市野沢 字黒坂 11 番地 10

※ 字名の前に、町名「南郷」を置く

【参考】地域自治区設置期間終了後の住所の表記に係る経過等

平成25年12月11日 住所変更案に係る意見集約依頼（島守地区自治会連合会）

12月19日 住所変更案に係る意見集約依頼（南郷西自治会長会）

平成26年 2月 3日 意見集約結果の提出（南郷西自治会長会、島守地区自治会連合会）

3月20日 平成27年3月市議会定例会における議決

平成27年 4月 1日 新住所の施行

※ 平成26年度は、上半期において主に関係官公庁等との調整を行い、下半期に市民への周知を行う

IV 新市建設計画の進捗状況

1 新市建設計画について

1) 概要

新市建設計画は、旧八戸市と旧南郷村の速やかな一体化を促進し、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めるため、合併特例法に基づく市町村建設計画として、八戸市・南郷村合併協議会において、合併後の新市の将来都市像や都市づくりの基本方針等について定めたものである（旧合併特例法第5条第1項）。

計画に位置付けた事業に対しては、合併特例債を活用することができる。

2) 新市の施策

新市の施策は、合併後の新市の将来都市像と都市づくりの基本方針及び地域特性を活かしたまちづくりの方向性を定めた基本方針を実現するため、合併後の10年間に実施を予定するハード・ソフト両面の事業を体系的に掲げている。

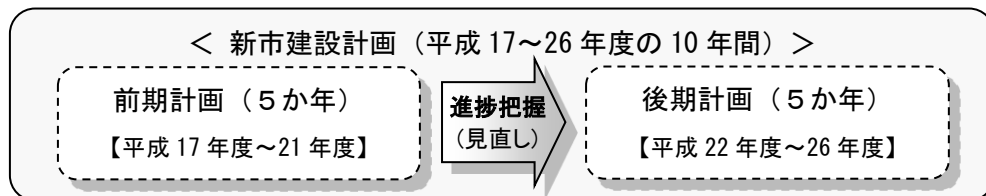
また、国や青森県においても、新市と連携しながら、新市の一体性を高めるための事業を推進することから、県や国の事業についても整理している。

なお、後期計画においては、前期計画に掲げた事業（完了・中断した事業を除く）を引き続き掲載したほか、第5次八戸市総合計画に掲げる戦略プロジェクト事業等を新たに掲載している。

3) 計画期間

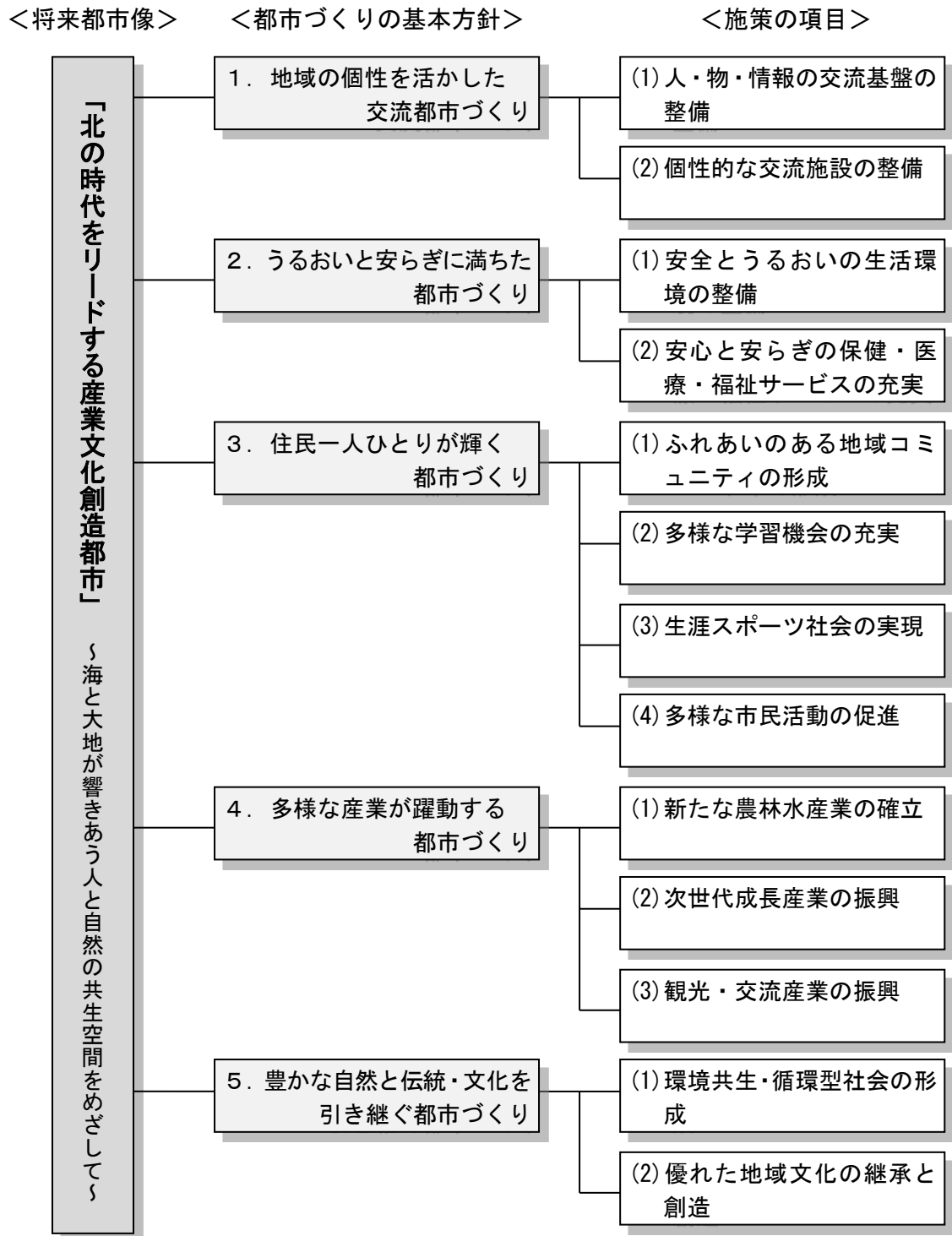
計画期間は、合併特例法による財政措置期間である平成17年度から平成26年度までの10年間としている（旧合併特例法第11条の2第1項）。

このうち、平成17年度から平成21年度を計画期間とする前期計画の終了時点で、社会経済情勢の変化等を踏まえながら計画の進捗状況を把握の上、新市において、平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期計画を策定している。



【用語解説】

◎合併特例債：合併市町村が市町村建設計画に基き実施する一定の事業に要する経費に対し、活用できる有利な特例地方債。



2 進捗状況について

1) 全体の状況

登録事業合計 98 事業のうち、計画期間内に完了したもの（見込含む）が 29 事業、実施中の事業は 67 事業となっている。

一方、計画策定時からの社会経済情勢の変化等から、中断としたものが 2 事業となっているほか、14 事業について検討中となっている。

新市建設計画の進捗状況（平成 17～26 年度）

		対象地域			計
		新市全域	旧八戸市	旧南郷村	
事業数		57	32	9	98
実施 状況	完了(見込含む)	9	14	6	29 (30%)
	実施中	48	17	2	67 (68%)
	中断	—	2	—	2 (2%)
	検討中	6	6	2	14 (14%)

※ 新市建設計画においては、複数の取組によりひとつの事業区分を構成するため、完了事業及び検討中事業の一部は、それぞれ実施中事業と重複する

2) 完了した事業の状況

計画期間内に完了（見込含む）した事業は、以下の 29 事業である。

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考	
1. 地域の個性を活かした交流都市づくり						
(1) 人・物・情報の交流基盤の整備						
1	県管理国道の整備	○国道 340 号（泥障作Ⅱ期バイパス）の整備	南郷	県	22 年度事業完了	
2	主要地方道の整備	うち、下記について完了	八戸	県		
		○八戸環状線（糠塚工区）の整備				25 年度事業完了
		○八戸環状線（桔梗野工区）の整備				25 年度事業完了
		○八戸三沢線（張田Ⅱ期工区）の整備				19 年度事業完了
		○八戸百石線（河原木工区）の整備				18 年度事業完了
	○八戸大野線（長館橋工区）の整備	17 年度事業完了				
3	一般県道の整備	○中野北高岩停車場線（上野工区）の整備	八戸	県	24 年度事業完了	
4	幹線市道の整備（3・4・8 白銀沼館環状線）	○4 車線化・交差点改良 L=480m W=25m	八戸	新市	22 年度事業完了	

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
5	幹線市道の整備 (一日市矢沢2号線)	○一日市地区～国道104号間 拡幅	八戸	新市	22年度事業完了
6	幹線市道の整備 (西母袋子線)	○旧市内～南郷区境間拡幅	八戸	新市	24年度事業完了
7	地域情報化の推進	うち、下記について完了			
		○公共情報通信網の整備	新市 全域	新市	23年度事業完了 ※種差地域及び南郷区全域
		○施設利用予約システムの導入			22年度事業完了
		○電算システムの整備(戸籍 電算化)			25年度事業完了
(2) 個性的な交流基盤の整備					
8	八戸港改修(統合補助)事業	○プレジャーボート桟橋、駐 車場の整備	八戸	県	18年度事業完了 ※収容隻数64隻(海上係留 44隻、陸上保管20隻)
2. うるおいと安らぎに満ちた都市づくり					
(1) 安全とうるおいの生活環境の整備					
9	防災・防犯体制 の充実	うち、下記について完了			
		○防災行政無線	新市 全域	新市	26年度事業完了(見込) ※デジタル移行及び子局増 設
		○防災拠点施設、常備消防施 設、消防団施設、消防水利 などの整備(八戸消防署の 整備)			23年度事業完了 ※八戸広域市町村圏事務組 合消防本部による整備
10	公営住宅整備事 業	○県営住宅の整備(既設公営 住宅の建替)	八戸	県	18年度事業完了 ※多賀台団地建替(全100戸) ※是川団地建替(建替24戸、 改修16戸、全40戸)
11	農業集落排水事 業	○農業集落排水事業(豊崎地 区)	新市 全域	新市	18年度事業完了
		○農業集落排水事業(妻ノ 神・差波地区)			22年度事業完了 ※八戸市公共下水道計画の 方針変更により、公共下 水道事業として実施する
(2) 安心と安らぎの保健・医療・福祉サービスの充実					
12	医療サービスの 充実	うち、下記について完了			
		○救急医療体制の充実と各救 急医療機関の適切な利用、 連携(ヘリポートの整備)	八戸	新市	20年度事業完了
3. 住民一人ひとりが輝く都市づくり					
(1) ふれあいのある地域コミュニティの形成					
13	庁舎・支所改修 事業	○島守コミュニティセンター の整備	南郷	新市	19年度事業完了(駐車場) ※駐車台数 乗用車51台、 大型バス2台

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
(2) 多様な学習機会の充実					
14	教育環境の整備	○幼稚園・小学校・中学校の新増築・大規模改修(学校施設耐震化事業)	新市全域	新市	24年度事業完了
15	生涯教育の充実	○南郷文化ホールの整備(図書館への文化ホールの併設)	南郷	新市	19年度事業完了
(3) 生涯スポーツ社会の実現					
16	スポーツの普及・振興	○南郷野球場の改修(グラウンド排水対策・ネットフェンス改修)	南郷	新市	25年度事業完了
4. 多様な産業が躍動する都市づくり					
(1) 新たな農林水産業の確立					
17	農林水産業生産基盤の整備	○かんがい排水	新市全域	県	23年度事業完了
18		○種差漁港整備	八戸	新市	18年度事業完了 ※防砂堤 L=70m
19	新たな農林水産物加工・流通システムの確立	うち、下記について完了			
		○直売施設の整備	南郷	新市	25年度事業完了 ※拡張後床面積 約 265 m ²
(2) 次世代成長産業の確立					
20	産業団地、産業誘致促進地域等における戦略的な企業誘致、育成	うち、下記について完了			
		○地元中小企業の経営基盤の強化(農業分野進出支援資金)	新市全域	新市	23年度事業完了
		○地元中小企業の経営基盤の強化(経営健全化対策資金利子補給補助金)			25年度事業完了
(3) 観光・交流産業の振興					
21	中心市街地活性化基本計画の推進	うち、下記について完了			
		○旧市民病院跡地の活用及び周辺のまちづくり(長者まつり広場の整備)	八戸	新市	19年度事業完了
		○まちなか居住の促進(借上市営住宅整備事業)			23年度事業完了 ※借上市営住宅 50戸整備
○交流拠点の整備(八戸ポータルミュージアムの整備)	22年度事業完了				
22	商店街活性化事業	○商店街活動の支援(商店街ビジョン策定等支援事業)	新市全域	新市	24年度事業完了
23	田園整備事業	○田園空間博物館の整備(島守盆地)	南郷	県	17年度事業完了
24	戦略的な観光PRの推進	うち、下記について完了			
		○大規模観光PRの実施(東北新幹線全線開業キャンペーン事業)	新市全域	新市	23年度事業完了

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
5. 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり					
(1) 環境共生・循環型社会の形成					
25	一般廃棄物処理施設の整備	○一般廃棄物処理施設の整備	八戸	広域	25年度事業完了 ※23年度に施設延命化に係る計画変更、25年度に基幹改修工事
26		○最終処分場の整備	八戸	新市	25年度事業完了
27	新エネルギー・ビジョンの推進	うち、下記について完了			
		○新エネルギー・ビジョンの推進	新市 全域	新市	22年度事業完了 ※計画期間終了
		○住宅用太陽光発電システム導入支援事業			24年度事業完了
○新エネルギー利活用事業	25年度事業完了				
(2) 優れた地域文化の継承と創造					
28	史跡丹後平古墳群土地取得事業	○史跡丹後平古墳群土地取得	八戸	新市	17年度事業完了 ※保存用地面積 7,015.75 m ²
29	是川縄文の里整備事業	うち、下記について完了			
		○八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館の建設・運営(是川縄文館の整備)	八戸	新市	23年度事業完了

3) 実施中の事業の状況

実施中の事業は、以下の 67 事業である。

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
1. 地域の個性を活かした交流都市づくり				
(1) 人・物・情報の交流基盤の整備				
1	高規格道路の整備促進	○一般国道 45 号（三沢～天間林間）の早期整備着手	八戸	(国)
2		○八戸・久慈自動車道早期完成の要望	八戸	(国)
3	主要地方道の整備	○八戸環状線（市川町工区・中居林工区）	八戸	県
4	幹線市道の整備(3・4・8 白銀沼館環状線第 2 工区)	○新大橋架け替え L=1,000m	八戸	新市
5	市道の整備	○その他市道の整備 ・十文字・巻河原線 ・待ア台・半堂線 ・頃巻沢・島守線 ・赤羽・上相野線 ・島守・堤森線等	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
6	広域的・幹線的バス路線の維持	○バス路線の維持 ・コミュニティバスの運行等 ○バスの利用促進 ・はちのへエコ通勤 ・エコ通勤定期券発行事業 ・こども探検エコパスポート発行事業等 ○地域公共交通活性化・再生総合事業 ※「第2次八戸市地域公共交通総合連携計画」に基づくリーディングプロジェクトとして実施中（H26～） ○八戸圏域公共交通計画の推進 など	新市 全域	(国) 新市
7	地域情報化の推進	○八戸地域ポータルサイトの充実 ○電算システムの整備 など	新市 全域	新市
(2) 個性的な交流施設の整備				
8	こどもの国整備事業	○こどもの国園地整備	八戸	新市
9	長根公園の再編・整備	○長根公園の再編・整備の検討	八戸	新市
10	世増ダム周辺水辺環境整備事業	○ダム湖周遊道路・キャンプ場などの整備検討	南郷	新市
2. うるおいと安らぎに満ちた都市づくり				
(1) 安全とうるおいの生活環境の整備				
11	防災・防犯体制の充実	○防災拠点施設、常備消防施設、消防団施設、消防水利などの整備 ○暮らしの安全確保 ・八戸市安全・安心まちづくり推進協議会開催事業 ・自主防災組織リーダー育成事業 ・災害時要援護者支援事業 ・地域安全・安心マップづくり推進事業 ・安全・安心情報発信事業 ・家具転倒防止推進事業 ・総合防災訓練・地区防災訓練の実施 ・災害ボランティアネットワーク事業 ・防犯パトロール事業等 など	新市 全域	新市
12	自然災害の防止	○排水路整備事業 など	新市 全域	新市
13	除雪体制の強化	○新市除雪計画の策定 ○除雪体制の強化・充実	新市 全域	新市
14	土地区画整理事業	○八戸駅西土地区画整理事業 ○売市第二土地区画整理事業 ○田向土地区画整理事業	八戸	新市 組合
15	公営住宅整備事業	○市営住宅の整備	新市 全域	新市
16	水道整備事業	○上水道・簡易水道施設の整備	新市 全域	企業団
17	公共下水道事業	○単独公共下水道の整備 ○馬淵川流域関連公共下水道の整備	八戸	新市
18	合併処理浄化槽の設置補助	○下水道未普及地域への合併処理浄化槽設置の促進	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
(2) 安心と安らぎの保健・医療・福祉サービスの充実				
19	保健・医療・福祉の包括的なサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査の充実 ○医師・歯科医師・薬剤師等による健康教室・健康相談などの充実 ・地域コミュニティによる健康づくり推進事業等 ○暮らしの相談体制の充実 ・市民生活相談事業 ・こころの健康づくり事業 ・虐待等対策事業 ・生活再建相談事業等 ○ワクチン接種費用助成事業 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
20	医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体病院と診療所の充実・有効活用 ○民間の医療機関、保健・福祉機関との役割分担及び連携の推進 ○救急医療体制の充実と各救急医療機関の適切な連携 ・ドクターヘリ事業 ・ドクターカーの運行 ・AEDの普及促進等 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市 県
21	高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新市地域福祉計画の策定 ○介護保険事業の充実 ○在宅サービス・施設サービスの充実 ・在宅介護支援センター推進事業 ・ボランティアポイント制度の導入等 ○介護予防対策の充実 ・高齢者元気アップ推進事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・認知症高齢者見守り事業等 ○社会参加の促進 ・鷗盟大学院運営事業等 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
22	障がい者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新市障害者福祉計画の策定 ○地域生活支援の充実 ○在宅サービス・施設サービスの充実 ○就労支援の充実 ・障がい者就労支援団体ネットワーク化事業 ・障がい者就労サポーター養成事業 ・障がい者職場定着・就職推進事業等 ○公共施設のバリアフリー化 ・バリアフリー化推進事業等 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
23	児童福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援の充実 ・つどいの広場事業 ・地域子育て支援センター事業 ・ファミリーサポートセンター事業 ・子育てサロン支援事業 ・乳幼児等医療費助成事業 ・放課後児童健全育成事業等 ○時間延長型保育や一時保育、障害児保育など保育サービスの充実 ・病児・病後児保育の実施等 ○保育施設の充実 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
3. 住民一人ひとりが輝く都市づくり				
(1) ふれあいのある地域コミュニティの形成				
24	地域コミュニティ活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ計画策定事業 ○南郷区住民自治推進事業 ○リーダー養成講座の開催 ○地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進 ○(仮称)八戸市連合町内会設立支援事業 <li style="padding-left: 20px;">※「八戸市連合町内会連絡協議会支援事業」として実施中 ○おらほの地域自慢奨励事業 ○学生の地域貢献活動の促進 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
25	地域集会施設の整備	○地域集会施設の整備	新市 全域	新市
26	庁舎・支所改修事業	○庁舎・総合支所等をコミュニティ施設としての機能整備・改修	新市 全域	新市
(2) 多様な学習機会の充実				
27		○学校給食センター整備事業	新市 全域	新市
28	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容の充実 <li style="padding-left: 20px;">・地域密着型教育推進事業 <li style="padding-left: 20px;">・さわやか八戸グッジョブ・ウィーク推進事業等 ○就学支援の充実 <li style="padding-left: 20px;">・八戸市奨学金制度等 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
29	国際化・情報化に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年国際交流事業 ○情報化に対応する教育の推進 	新市 全域	新市
30	生涯教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○文化活動の振興 <li style="padding-left: 20px;">・市民多文化支援事業 <li style="padding-left: 20px;">・南郷文化ホール事業 <li style="padding-left: 20px;">・アートのまちづくりの推進等 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
(3) 生涯スポーツ社会の実現				
31	スポーツの普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> ○県立屋内スケート場建設事業 <li style="padding-left: 20px;">※「屋内スケート場建設事業」として実施中 	新市 全域	県
32		<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ活動の振興 <li style="padding-left: 20px;">・八戸スポーツ振興協議会事業 <li style="padding-left: 20px;">・スポーツ・健康・ダイエットフォーラムの開催等 	新市 全域	新市
(4) 多様な市民活動の促進				
33	市民活動サポートセンター事業の拡充	○情報提供・相互交流	新市 全域	新市
34	市民活動活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○協働のまちづくり推進基金の創設 ○「元気な八戸づくり」市民奨励金制度 ○「元気な八戸づくり」市民提案制度 ○ボランティア活動の促進 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
4. 多様な産業が躍動する都市づくり				
(1) 新たな農林水産業の確立				
35	農林水産業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○農道・ため池・用排水路・かんがい施設・集落道等の整備 ○農地流動化の促進 ○産地化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜等生産力強化対策事業 ・「冬の農業」省エネ施設等整備事業 ※「野菜等生産力強化対策事業」に統合の上実施中(H24～) ・農業新ブランド育成事業等 ○担い手総合支援事業 ○新規就農促進事業 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
36		○林道の整備、植林・間伐	新市 全域	新市
37		○魚市場機能統合整備事業	八戸	新市
38		<ul style="list-style-type: none"> ○八戸地域プロジェクトの推進 ○水産業グランドデザインの策定・推進 ○衛生管理意識の向上 <p style="text-align: right;">など</p>	八戸	新市
39	環境に優しい有機農業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○有機農業等実践集団の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業普及促進事業等 ○バイオマス発電による農業周年化構想の検討 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
40	グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○農業体験修学旅行の受入促進 ○観光農業の促進 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
41	ブルーツーリズムの推進	○体験型漁業の導入	八戸	新市
42	新たな農林水産物加工・流通システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物のブランド化 <ul style="list-style-type: none"> ・八戸ブランド商標登録支援事業 ・物産販売促進事業 ・Buyはちのへ運動 ・水産物流通加工振興事業等 ○公共建築物への地元材の導入 ○アンテナショップ開設の検討 ○農業経営振興センター事業 ○畜産業振興事業 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
(2) 次世代成長産業の確立				
43	新技術・新製品の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ○産学共同開発研究の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・産学官共同研究開発支援事業 ・新事業活動支援事業等 ○インテリジェントプラザ・ユートリーの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・他地域連携ビジネスマッチング促進事業 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
44	起業化支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○21 あおもり産業支援センターの活用 ○インキュベータ施設の利用促進 ○アントレプレナー情報ステーション事業 <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
45	大学等高等教育機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○八戸市都市研究検討会事業 ○地元企業ファンづくりプロジェクト <p style="text-align: right;">など</p>	新市 全域	新市
46	環境・エネルギー産業の集積促進	○環境・エネルギー産業創造特区構想の推進による関連産業の集積	新市 全域	新市 など

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
47	八戸港港湾整備事業	○港湾改修、港湾環境整備、防波堤、ポートアイランド2期、工業用地造成	八戸	(国)県
48		○LNG輸入基地計画の推進 ○エネルギーシステム転換支援事業 など	新市 全域	新市
49	八戸港を活用した輸出入の促進	○ポートセールスによる輸出入の促進 ・ポートセールス事業 ・海外販路拡大事業 ・海外経済交流事業等 など	新市 全域	新市
50	産業団地、産業誘致促進地域等における戦略的な企業誘致、育成	○立地企業への助成制度の充実 ○誘致活動の充実 ・誘致企業・地元企業情報収集事業 ・IT産業集積促進事業 ・企業誘致セミナー開催事業等 ○地元中小企業の経営基盤の強化 ・知的所有権対策支援事業 ・中小企業振興補助金 ・中小企業相談所支援事業 ・中小企業特別保証制度 ・中小企業振興資金 ○雇用支援の充実 ・経済・雇用連絡協議会の運営 ・八戸市雇用創出戦略ビジョンの推進 ・無料職業紹介事業 ・雇用奨励金交付事業 ・フロンティア八戸職業訓練助成金事業 ・技能者養成に対する補助等 など	新市 全域	新市
(3) 観光・交流産業の振興				
51	中心市街地活性化基本計画の推進	○各種再開発の支援・推進 ・中心市街地共同住宅等供給事業 ・花小路整備事業 ・中心市街地まちなみ形成推進事業等 ○まちなか居住の促進 ・中心市街地まちなか住宅取得支援事業 ○交流拠点の整備 ・八戸ポータルミュージアム事業等 ○経済活動の活性化 ・県空き店舗活用チャレンジ融資保証料及び利子補給事業 ・まちづくり推進事業 ・中心市街地商業等活性化事業 ・中心商店街空き店舗・空き床解消事業等 など	八戸	新市
52		○くらしのみちゾーン整備事業	八戸	新市
53		○本八戸駅通り地区整備事業	八戸	新市
54	商店街活性化事業	○商店街活動の支援 ・商店街魅力づくり環境整備支援事業 ○イベント助成 など	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
55	県立自然公園種差海岸を活用した観光の振興 ※「三陸復興国立公園種差海岸を活用した観光振興」として実施中	○観光関連施設の整備 ・渚ミュージアム魅力ブラッシュアップ事業 など	八戸	新市
56	田園整備事業	○田園空間博物館の活用 ○南郷ジャズフェスティバルの開催	南郷	新市
57	戦略的な観光PRの推進	○大規模観光PRの実施 ・大型客船の誘致 ・観光企画助成事業 など	新市 全域	新市
58	広域的・複合的な観光ルートの形成	○観光地施設整備事業	新市 全域	新市
59		○広域観光ルートの開発 ・三陸・八戸観光キャンペーンの開催等 ○観光施設のネットワーク化 ・市民からの観光シーズの募集・発掘 ・八戸ポータルミュージアム観光振興事業 ・観光ボランティア推進事業 ・「フィールドミュージアム八戸」の推進 ・産業観光の振興 など	新市 全域	新市
60	全国的・国際的なコンベンションの誘致	○外国人観光客受入・コンベンション誘致推進事業 など	新市 全域	新市
5. 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり				
(1) 環境共生・循環型社会の形成				
61	環境保全の総合的推進	○環境基本計画の推進 ○県立自然公園の保全 ※「三陸復興国立公園の保全」として実施中 ○環境に配慮した活動の促進 ・はちのへクリーンパートナー制度 ・緑化事業 ・環境教育推進事業 ・環境展開催事業 ・LED防犯灯整備助成事業等 ○新うみねこプラン推進事業 など	新市 全域	新市
62	環境マネジメントシステムの拡充	○公共施設における環境マネジメントシステムの拡充	新市 全域	新市
63	ごみ減量化の促進	○ごみ処理基本計画の策定 ○ごみ減量化の促進 ・事業系ごみ減量促進事業等	新市 全域	新市
64	青森県環境・エネルギー産業創造特区関連事業の推進	○青森県環境・エネルギー産業創造特区関連事業の推進	新市 全域	新市
65	あおもリエコタウンプランの推進	○リサイクル産業ネットワーク形成事業	新市 全域	県
(2) 優れた地域文化の継承と創造				
66	伝統芸能・行事等の保存・伝承	○地域伝統芸能等の保存団体・後継者の育成 ・無形民俗文化財後継者養成事業 ・民俗芸能の夕べ開催事業 ・郷土芸能ビデオライブラリー事業等	新市 全域	新市

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体
67	是川縄文の里整備事業	○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館 建設・運営 ○史跡用地の取得	八戸	新市

4) 中断した事業の状況

以下の2事業については、計画策定時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、後期計画策定に当たり、中断することとした。

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
4. 多様な産業が躍動する都市づくり					
(1) 新たな農林水産業の確立					
1	新マリノベーション構想の推進	○新マリノベーション構想の推進	八戸	新市	国の同構想に基づく八戸地域の基本計画が、17年度で終了したことによる。
(2) 次世代成長産業の確立					
2	八戸港を活用した輸出入の促進	○国際経済交流施設の整備	八戸	新市	国のFAZ（輸入促進地域）施策に基づく青森県地域輸入促進計画（八戸港FAZ計画）の終了による。

5) 検討中の事業の状況

検討中の事業は、以下の14事業である。

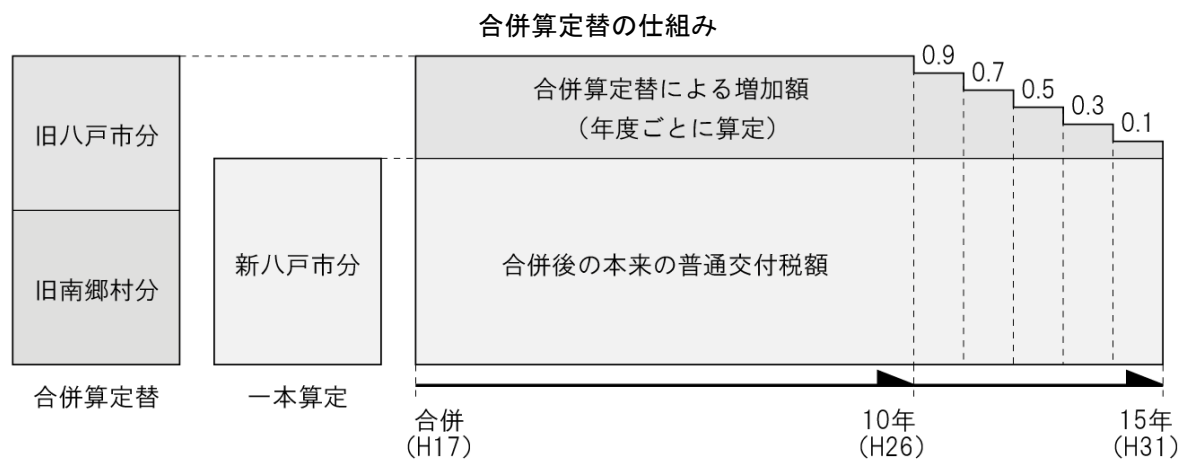
No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
1. 地域の個性を活かした交流都市づくり					
(1) 人・物・情報の交流基盤の整備					
1	幹線市道の整備 (3・4・9 城下中居林線第2工区)	○長者山～八戸大野線間新設	八戸	新市	引き続き、計画的に事業化を進める。
2	幹線市道の整備 (3・4・20 売市烏沢線)	○八戸大野線～国道340号間新設	八戸	新市	引き続き、計画的に事業化を進める。
3	幹線市道の整備 (八戸通り跨線橋)	○跨線橋架け替え L=400m	八戸	新市	長寿命化計画に基づき、計画的に事業化を進める。
4	地域情報化の推進	○各種申請・届出等のオンライン化	新市全域	新市	費用対効果等を考慮しながら、引き続き検討を行う。
		○統合GISシステムの導入			当面は個別GISで対応しながら、引き続き検討を行う。
(2) 個性的な交流基盤の整備					
5	南郷野外ステージ広場拡張事業	○屋外コンサート会場の拡張	南郷	新市	施設の利用頻度やイベント入場者数の傾向を踏まえながら、引き続き検討を行う。

No.	事業名	事業概要	想定地区	実施主体	備考
2. うるおいと安らぎに満ちた都市づくり					
(1) 安心とうるおいの生活環境の整備					
6	自然災害の防止	うち、下記について検討中			
		○土橋川改修事業	新市 全域	新市	県管理区間の河道改修と整合を図りながら、計画的に事業化を進める。
7	土地区画整理事業	うち、下記について検討中			
		○売市第三土地区画整理事業	八戸	新市	引き続き、計画的に事業化を進める。
(2) 安心と安らぎの保健・医療・福祉サービスの充実					
8	保健・医療・福祉の包括的なサービスの充実	○総合保健センター整備事業	新市 全域	新市	中核市への移行を見据え、保健所機能等の追加を含め、引き続き検討を行う。
3. 住民一人ひとりが輝く都市づくり					
(1) ふれあいのある地域コミュニティの形成					
9	合併市町村振興基金の造成	○地域振興基金（仮称）の造成	新市 全域	新市	造成に向け引き続き検討を行う。
(2) 多様な学習機会の充実					
10	生涯教育の充実	うち、下記について検討中			
		○文化活動の振興（市民練習場の整備）	新市 全域	新市	関係団体との意見交換等しながら、引き続き検討を行う。
(3) 生涯スポーツ社会の実現					
11	スポーツの普及・振興	○新市総合運動公園の整備（野球場・体育館・屋内プールなどの新設）	新市 全域	新市	市の体育施設を取巻く環境の変化を踏まえながら、引き続き検討を行う。
12		○南郷陸上競技場サブトラックの新設	南郷	新市	利用者数の傾向等を踏まえながら、引き続き検討を行う。
5. 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり					
(2) 優れた地域文化の継承と創造					
13	史跡丹後平古墳群土地取得事業	○史跡公園の整備	八戸	新市	史跡保存管理計画の策定に向け、引き続き検討を行う。
14	漁撈民俗資料収蔵庫整備事業	○国指定重要有形民俗文化財等収蔵庫の整備	八戸	新市	整備に向け、引き続き検討を行う。

V 合併支援措置の活用状況

1 普通交付税の算定額の特例（合併算定替）

普通交付税額について、合併年度とこれに続く10ヶ年度については、合併前の市町村が存続したものとみなして交付税額を算定する特例措置。なお、その後の5ヶ年度は激変緩和期間とされ、交付税額は段階的に縮減される。



本特例が無いものとし、合併後の市町村を一つのものとした算定額（一本算定額）との差額（合併算定替に係る効果額）は、以下のとおりとなっている。

合併算定替と一本算定の比較（単位：百万円）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
合併算定替額 (A)	14,375	13,779	13,126	11,614	12,763	14,349
うち 旧八戸市分	12,149	11,537	10,918	9,373	10,575	12,257
うち 旧南郷村分	2,226	2,242	2,208	2,241	2,188	2,092
一本算定額 (B)	13,972	13,332	12,688	11,131	12,294	13,849
効果額 (A-B)	403	447	438	483	469	500

区分	H23	H24	H25
合併算定替額 (A)	14,219	14,424	13,922
うち 旧八戸市分	11,886	12,110	11,620
うち 旧南郷村分	2,333	2,314	2,302
一本算定額 (B)	13,573	13,909	13,274
効果額 (A-B)	646	515	648

※ 平成25年度は見込額

2 合併特例債

市町村合併に伴い特に必要となる下記の対象事業に係る経費について、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、特例地方債（合併特例債）を充当（充当率95%）することができ、その元利償還金の70%相当額が普通交付税措置される。

なお、東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえ、国では、合併特例債に係る法改正を行っており、東日本大震災の被災市町村については、市町村建設計画の延長によ

り、合併特例債の起債可能期間は最大で10年延長できることとされている。

1) 合併市町村建設事業

- ・合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業

新市の起債額等	・起債額計	12,485,400 千円
	・標準全体事業費	16,014,800 千円
	・起債可能額	15,214,000 千円 (標準全体事業費の95%)

活用事業 (単位: 千円)

No.	事業名	充当年度	事業費	起債額
1	合併記念多目的交流広場整備事業	H17~19	1,835,947	1,713,200
2	(仮称)南郷文化ホール整備事業	H17~19	909,531	768,600
3	是川縄文博物館整備事業	H17~H22	2,440,050	1,928,100
4	西母袋子線道路改良事業	H17~H24	2,172,618	1,978,200
5	(仮称)地域観光交流施設整備事業	H19~H21	3,585,558	2,232,600
6	新処分施設建設事業	H19~H24	3,190,144	2,330,300
7	ヘリポート等整備事業	H20	88,929	55,400
8	八戸消防署建設事業(特別負担分)	H20~H24	1,020,844	969,600
9	戸籍電子化事業	H23~H25	566,663	509,400
	計		16,191,750	12,485,400

2) 合併市町村振興基金

- ・合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う市町村振興のための基金造成

新市の起債額等	・起債額計	0 円
	・標準基金規模	1,909,900 千円 ~ 2,864,900 千円
	・起債可能額	1,814,400 千円 ~ 2,721,700 千円 (標準基金規模の95%)

3 市町村合併推進体制整備費補助金(国)

市町村建設計画に位置付けられた事業で、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対し、合併年度及びこれに続く2ヵ年度にわたり、定額補助を行う。

新市への交付額	・平成17~19年度の3ヵ年度計	390,000 千円
---------	------------------	------------

活用事業 (単位: 千円)

No.	事業名	充当年度	事業費	補助金額
1	合併記念式典	H17	4,607	4,500
2	合併記念コンサート開催経費	H17	1,824	1,800
3	景観・まちづくり発表会事業	H17	717	700
4	是川縄文博物館整備事業	H17	92,114	70,000
5	市民生活ガイド作成経費	H17	900	900

No.	事業名	充当年度	事業費	補助金額
6	ジャズの館合併記念ライブ経費	H17	710	400
7	生活交通再編計画策定経費	H17	10,040	5,000
8	南郷区小中学校LAN整備事業	H17	865	800
9	西母袋子線整備事業	H17	28,952	28,900
10	リーフレットはちのへ作成経費	H17	1,500	1,500
11	総合計画策定経費	H17~H18	28,899	28,200
12	南郷区コミュニティバス運行委託費	H17~H19	37,446	33,700
13	こどもの国大型遊技施設設置事業	H18	41,685	41,600
14	斎場改修事業	H18	7,350	7,300
15	南郷区教育ソフト活用事業	H18	1,292	1,200
16	南郷区小中学校改修事業	H18	12,788	12,700
17	南郷区消防団ヘルメット等購入事業	H18	1,313	1,300
18	南郷区地域協議会経費	H18	515	400
19	農地基本台帳システム導入経費	H18	4,476	4,400
20	固定資産評価支援システム導入事業	H18~H19	145,500	142,700
21	議会映像配信システム導入等事業	H19	4,662	2,000
	計		428,155	390,000

4 市町村合併支援特別交付金（県）

合併年度及びこれに続く5ヵ年度までの間に、市町村建設計画に基づき実施する事業、及び合併が行われる日前に着手する電算システムの統合等に関連する事業に対し、交付金を交付する。

新市への交付額	・平成16~21年度の5ヵ年度計 500,000千円
---------	----------------------------

活用事業（単位：千円）

No.	事業名	充当年度	事業費	交付金額
1	基幹業務電算システム等統合事業（旧八戸市）	H16	764,997	100,000
2	合併記念多目的交流広場整備事業	H17~H19	1,835,947	71,900
3	（仮称）南郷文化ホール整備事業	H17~H19	909,531	38,900
4	南郷区敬老祝金	H17~H21	4,830	4,400
5	南郷区防犯灯電気料負担事業	H17~H21	20,085	19,400
6	是川縄文博物館整備事業	H17~H21	2,042,481	114,300
7	南郷区寝たきり高齢者等介護者慰労金	H18	900	900
8	西母袋子線道路改良事業	H18~H21	1,398,715	48,700
9	新処分施設建設事業	H19~H21	572,928	79,800
10	南郷区生活交通路線維持対策事業（コミュニティバス等）	H21	21,762	21,700
	計		7,572,176	500,000

【参考】合併支援措置の活用事業（事業別一覧）（単位：千円）

事業名	充当年度	総事業費	充当財源		
			合併 特例債	国合併 補助金	県合併 交付金
基幹業務電算システム等統合事業	H16	813,227	-		100,000
合併記念多目的交流広場整備事業	H17~19	1,835,947	1,713,200		71,900
（仮称）南郷文化ホール整備事業	H17~19	909,531	768,600		38,900
是川縄文博物館整備事業	H17~H22	2,440,050	1,928,100	70,000	114,300
南郷区コミュニティバス運行委託費	H17~H19	37,446		33,700	
南郷区敬老祝金	H17~H21	4,830			4,400
南郷区防犯灯電気料負担事業	H17~H21	20,085			19,400
総合計画策定経費	H17~H18	28,899		28,200	
合併記念式典	H17	4,607		4,500	
合併記念コンサート開催経費	H17	1,824		1,800	
ジャズの館合併記念ライブ経費	H17	710		400	
南郷区小中学校LAN整備事業	H17	865		800	
リーフレットはちのへ作成経費	H17	1,500		1,500	
生活交通再編計画策定経費	H17	10,040		5,000	
市民生活ガイド作成経費	H17	900		900	
景観・まちづくり発表会事業	H17	717		700	
西母袋子線整備事業	H17	28,952		28,900	
西母袋子線道路改良事業	H17~H24	2,172,618	1,978,200		48,700
こどもの国大型遊技施設設置事業	H18	41,685		41,600	
固定資産評価支援システム導入事業	H18~H19	145,500		142,700	
農地基本台帳システム導入経費	H18	4,476		4,400	
南郷区地域協議会経費	H18	515		400	
南郷区消防団ヘルメット等購入事業	H18	1,313		1,300	
斎場改修事業	H18	7,350		7,300	
南郷区小中学校改修事業	H18	12,788		12,700	
南郷区教育ソフト活用事業	H18	1,292		1,200	
南郷区寝たきり高齢者等介護者慰労金	H18	900			900
（仮称）地域観光交流施設整備事業	H19~H21	3,585,558	2,232,600		
新処分施設建設事業	H19~H24	3,190,144	2,330,300		79,800
議会映像配信システム導入等事業	H19	4,662		2,000	
八戸消防署建設事業（特別負担分）	H20~H24	1,020,844	969,600	/	
ヘリポート等整備事業	H20	88,929	55,400		
南郷区生活交通路線維持対策事業	H21	21,762			21,700
戸籍電子化事業	H23~H25	566,663	509,400		
計		16,193,902	12,485,400	390,000	500,000

Ⅵ これからのまちづくり

1 検証のまとめ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、市内沿岸部を中心に、死者 1 名、行方不明者 1 名の人的被害、そして約 1,200 億円にも及ぶ甚大な被害をもたらした。

新市においては、官民一体となって、震災からの創造的復興の実現に取り組みながら、引き続き、合併以降の新市のまちづくりの進展を図っているところである。

1) 行財政基盤

新市では、不断の行財政改革を推進する中で、スリムで効率的な組織づくりを基本に、定員の適正化を図りながら、職員数の削減及び人件費の抑制に努め、類似都市等との比較においても、それぞれ低い水準を維持している。

また、合併の効果を活かした効率的財政運営のため、最適な財源配分や、歳出増の抑制等などに取り組んできた結果、基金残高等の指標に見るように、安定した財政基盤を維持してきている。

2) 行政サービス

新市における事務事業の調整は、合併協議における調整内容を基本とし、一部については国・県の制度変更や行財政改革の観点等から見直しを図りながら、順調に実施されてきた。

特に住民に対する行政サービスについては、合併後の社会経済情勢の変化等を踏まえ随時見直しを図りながら、公平な負担のもとでの住民福祉の向上に努め、新市の一体化が図られているほか、合併後の行政需要に対応した新たな事務事業の実施により、行政サービスの充実に努めてきた。

3) 地域自治区

新市では、合併を機に地域自治区「南郷区」を設置し、地域協議会による住民意見の市政への反映や、区役所の設置を通じ、合併による行政サービスの低下等に関する住民不安の解消に努めてきた。

南郷区役所においては、合併前の行政サービスの確保に努めながら、本庁への事務の一元化や組織機構の見直しなどを通じて、より効率的な組織体制を目指すとともに、南郷サマー jazz フェスティバルをはじめとする南郷区固有の取組については、引き続き区役所が所管してきたところである。

また、地域協議会では、独自に策定した「南の郷手づくり未来計画」の実践を通じ、地域住民による自治活動の活性化に寄与してきている。

4) 新市のまちづくり

新市では、合併以来、新市建設計画に基づき、海と山それぞれの魅力を合わせ持つ都市として、新市の一体感の醸成と相互の魅力を活かしたまちづくりに全力で取り組んできた。

計画の登載事業については、合併特例債をはじめとする支援措置も有効活用しながら、29

事業について完了したほか、67事業が継続実施されており、全体の約9割の事業について着実に推進されている。

一方、2事業を中断したほか、検討中の14事業については、計画期間内の実施が難しい状況にある。

また、東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえた法改正により、合併特例債の発行期間を最大10年延長することができることから、合併特例債の一層の活用を検討する必要がある。

2 今後の課題

1) 地域自治区の設置期間終了に向けて

地域自治区の設置期間は、合併協定に基づき今年度末までとされており、南郷区役所や地域協議会の設置期間も終了となる。

南郷区役所の今後のあり方については、窓口サービスのみならず、これまで地域住民に提供してきた行政サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、引き続き、地域が有する多様な資源を活用した地域振興策を担う組織体制となるよう、現在、年内を目途に検討を進めているところである。

また、地域協議会については、今年度末をもって行政の諮問機関としての設置は終了することとなるが、これに伴い、同協議会においては、これまで自主活動として取り組んできた区内の意見集約やまちづくりを担う住民主体の地域振興組織設置の必要性が提起され、現在、検討が行われているところである。

なお、地域協議会廃止後においても引き続き住民主体の地域づくりを支援するため、これまで南郷区のみ置かれていなかった地域担当職員の配置についての検討もあわせて進める。

2) 新市建設計画の延長について

合併特例債の有効活用により現計画掲載事業の一層の推進を図るため、計画期間の延長を行うこととし、年度内の変更計画策定に向け、必要となる手続きを進める。

① 計画期間

10年延長することとし、平成17年度から平成36年度までとする。

② 今後の予定

H26	10月迄	・変更計画案の作成
	11月	・変更計画案に係るパブリックコメント
	12月	・県との協議（～H27.2月）
H27	2月	・3月定例会への議案提出

参考 旧八戸市・旧南郷村の合併の経緯

- | | |
|--------------|---|
| 平成 12 年 10 月 | ◎ 青森県が「青森県市町村合併推進要綱」公表 (30 日) |
| 平成 16 年 9 月 | ◎ 八戸市と南郷村による法定協議会「八戸市・南郷村合併協議会」を設置 (27 日) |
| 10 月 | ◎ 第 1 回 八戸市・南郷村合併協議会 開催 (4 日) |
| | ◎ 第 2 回 八戸市・南郷村合併協議会 開催 (8 日) |
| | ◎ 第 3 回 八戸市・南郷村合併協議会 開催 (18 日) |
| | ◎ 第 4 回 八戸市・南郷村合併協議会 開催 (29 日) |
| | ◎ 八戸市と南郷村が合併協定調印 (30 日) |
| 11 月 | ◎ 八戸市、南郷村の両議会において合併議案を可決 (1 日) |
| 12 月 | ◎ 県知事が廃置分合を決定 (16 日) |
| 平成 17 年 1 月 | ◎ 総務省が廃置分合を告示 (18 日) |
| 3 月 | ◎ 新八戸市発足 (八戸市、南郷村合併) (31 日) |

八戸市合併検証報告書 平成 26 年 8 月

■ 発行 **八 戸 市**

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

TEL : 0178-43-2111 FAX : 0178-47-1485

■ 編集 **八戸市 総合政策部 政策推進課**
